

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月29日

【事業年度】 第20期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社ゼネラル・オイスター

【英訳名】 General Oyster, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 秀則

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

【電話番号】 03-6667-6606 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部 部長 柏木 伸介

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

【電話番号】 03-6667-6606 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部 部長 柏木 伸介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	3,893,054	3,868,248	3,854,348	3,706,989	3,579,252
経常損失() (千円)	349,591	475,079	173,752	18,441	157,131
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	486,303	744,051	293,864	269,680	106,971
包括利益 (千円)	486,303	772,356	333,494	293,401	142,255
純資産額 (千円)	679,598	123,158	601,994	315,500	272,416
総資産額 (千円)	2,157,505	2,324,274	2,430,443	1,765,993	1,565,850
1株当たり純資産額 (円)	445.43	13.59	180.04	83.03	76.66
1株当たり当期純損失金額() (円)	325.39	480.04	174.55	98.00	38.50
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	31.5	0.9	20.3	12.9	13.9
自己資本利益率 (%)	54.4	226.1	124.3	74.6	47.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	314,843	320,129	95,919	77,833	37,886
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	434,044	548,540	121,192	72,722	7,057
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	220,619	528,642	353,516	157,586	36,953
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	400,996	60,968	439,758	131,616	123,626
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	129 〔280〕	121 〔268〕	109 〔259〕	104 〔242〕	111 〔165〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第16期、第17期、第18期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

3. 第16期、第17期、第18期、第19期及び第20期の株価収益率は、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であります。

5. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員(1ヶ月172時間換算)であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	3,521,047	343,000	260,004	312,852	412,873
経常利益又は経常損失() (千円)	351,383	44,263	124,500	43,475	2,243
当期純損失() (千円)	482,398	680,751	240,284	991,009	86,400
資本金 (千円)	341,919	353,444	758,203	760,253	808,381
発行済株式総数 (株)	1,525,700	1,571,800	2,745,200	2,753,400	2,842,200
純資産額 (千円)	706,382	51,547	623,592	360,509	347,738
総資産額 (千円)	2,077,175	1,862,178	2,138,243	1,403,738	1,668,572
1株当たり純資産額 (円)	462.99	30.97	225.07	134.06	126.40
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失 金額() (円)	322.78	439.21	142.72	360.13	31.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	34.0	2.6	28.9	26.3	21.5
自己資本利益率 (%)	52.5	180.3	72.1	796.8	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	111 〔265〕	20 〔-〕	20 〔-〕	17 〔6〕	16 〔9〕
株主総利回り (比較指標：東京マザーズ指 数) (%)	79.8 (116.0)	51.3 (121.7)	51.2 (137.1)	40.4 (108.6)	32.5 (70.5)
最高株価 (円)	4,530	2,175	1,652	1,505	1,288
最低株価 (円)	1,849	1,361	840	801	751

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第16期、第17期、第18期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

3. 第20期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。

4. 第16期、第17期、第18期、第19期及び第20期の株価収益率は、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 第17期における売上高等の大幅な減少は、2016年4月1日付で持株会社体制へ移行し、当社の「店舗事業」を会社分割により、当社の100%子会社である「株式会社ヒューマンウェブ」及び「株式会社ジーオー・ストア」に承継させたことによるものであります。

6. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を含む。)であります。

7. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員(1ヶ月172時間換算)であります。

(最近5年間の株主総利回りの推移)

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
期末日株価(終値)(円)	2,180	1,401	1,400	1,105	889
1株当たり配当(短年)(円)					
1株当たり配当累計(円)					
+	2,180	1,401	1,400	1,105	889
株主総利回り(%)	79.8	51.3	51.2	40.4	32.5
提出会社が選択する株価指数	1,020.8	1,070.9	1,206.2	955.8	620.2
株価指数における総利回り(%)	116.0	121.7	137.1	108.6	70.5

(注) 提出会社が選択する株価指数として、東京マザーズ指数を選択しております。

(最近5年間の事業年度別最高・最低株価)

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
最高(円)	4,530	2,175	1,652	1,505	1,288
最低(円)	1,849	1,361	840	801	751

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

2 【沿革】

年 月	変 遷 の 内 容
2000年4月	株式会社ヒューマンウェブ(資本金1,600万円、東京都港区南青山)を設立
2001年9月	1号店「ウォーターグリル・オイスターバー」赤坂店オープン(2006年7月閉店)
2002年11月	「ガンボ&オイスターバー」新宿マイシティ店(現新宿ルミネエスト店)オープン 当社の主力ブランドとして出店開始
2004年8月	本社を東京都港区南青山から東京都千代田区永田町に移転
2006年8月	新ブランド「キンカウーカ グリル&オイスターバー」横浜ベイクォーター店オープン
2006年11月	新ブランド「フィッシュ&オイスターバー」福岡キャナル店オープン
2007年2月	牡蠣愛好家の会員制度 オイスター・ピース・クラブ(以下、「OPC」ということがあります。)がスタート
2007年9月	広島県呉市に物流機能を備えた浄化センターである「株式会社日本かきセンター」(現連結子会社)を設立
2007年11月	「ガンボ&オイスターバー」新宿マイシティ店を増床リニューアル
2008年4月	子会社 株式会社日本かきセンターにて一般飲食店向けの卸売事業を本格開始
2009年7月	OPC会員が1万人突破
2010年4月	新ブランド「シュリンプ&オイスターバー」横浜モアーズ店オープン
2010年9月	百貨店向け新ブランド「シュリンプ&オイスターハウス」池袋西武店オープン
2011年2月	本社を東京都千代田区永田町から東京都中央区京橋に移転 OPC会員が10万人突破
2011年3月	駅立地に対応した新ブランド「ステーションオイスターバー」博多駅店オープン
2012年8月	新ブランド「オイスターテーブル」銀座コリドー店オープン
2012年11月	OPC会員が20万人突破
2013年3月	「ガンボ&オイスターバー」名古屋ラシック店を増床リニューアルのうえ、新ブランド「オイスタールーム」名古屋ラシック店オープン 株式会社中尾水産(愛媛県南宇和郡愛南町)と牡蠣の種苗技術について資本業務提携を締結
2014年3月	愛媛県南宇和郡愛南町に岩牡蠣の種苗生産を目的とした株式会社中尾水産テクノロジー(現連結子会社)を設立 本社を東京都中央区京橋から東京都中央区日本橋茅場町に移転
2014年8月	富山県下新川郡入善町において、第2浄化センターを開設
2014年9月	子会社 株式会社日本かきセンターの本社を広島県呉市から富山県下新川郡入善町に移転 OPC会員が30万人突破
2014年11月	新ブランド「ザ・カーブ・ド・オイスター」オープン
2014年12月	新ブランド「キンカウーカ スペシャルティオイスター」小田急町田店オープン

年 月	変 遷 の 内 容
2015年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2015年8月	ヴィレッジ事業第1弾となる「入善牡蠣ノ星」を富山県下新川郡入善町の第2浄化センターに併設する形でオープン
2015年12月	持株会社体制へ移行するため、ヒューマンウェブ分割準備株式会社、ジーオー・ストア分割準備株式会社、ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ分割準備株式会社、ジーオー・ファーム分割準備株式会社、株式会社日本かきセンターひろしまを設立
2016年2月	当社六次産業化（注）に向けた二次産業の加工事業拠点として、岩手県大槌町の加工事業拠点が「大槌町水産業共同利用施設復興整備事業」の補助金交付決定を受ける
2016年3月	新ブランド「ザ・スチーム シーフードポット&オイスター」仙台店オープン
2016年4月	持株会社体制へ移行し、株式会社ヒューマンウェブから株式会社ゼネラル・オイスターへ商号変更 株式会社日本かきセンターが株式会社海洋深層水かきセンター（現連結子会社）に商号変更 株式会社中尾水産テクノロジーが株式会社ジーオーシード（現連結子会社）に商号変更 ヒューマンウェブ分割準備株式会社を株式会社ヒューマンウェブ（現連結子会社）に商号変更 ジーオー・ストア分割準備株式会社を株式会社ジーオー・ストア（現連結子会社）に商号変更 ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ分割準備株式会社を株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ（現連結子会社）に商号変更 ジーオー・ファーム分割準備株式会社を株式会社ジーオー・ファーム（現連結子会社）に商号変更 株式会社日本かきセンターひろしまを株式会社日本かきセンター（現連結子会社）に商号変更 新ブランド「ウォーターグリルキッチン」KITTE博多店オープン
2016年9月	広島県呉市の第1浄化センターを富山県下新川郡入善町の第2浄化センターに統合
2017年3月	当社六次産業化（注）に向けた二次産業の加工事業拠点として、岩手県大槌町の加工事業拠点が「大槌町水産業共同利用施設復興整備事業」の補助金確定通知を受ける
2017年4月	新ブランド「エミット フィッシュバー」GINZA SIX店オープン
2017年5月	岩手県大槌町の加工工場が稼働
2017年11月	「牡蠣の蓄養方法」で特許権取得（特許第6240037号）
2018年1月	「カキの陸上養殖方法」で特許権取得（特許第6267810号）
2018年2月	TRYFUNDS INVESTMENT投資事業有限責任組合を引受先とする第三者割当増資実施
2019年1月	「カキの保存方法」で特許権取得（特許第6468812号）
2019年7月	新ブランド「レカイエ オイスターバー」JR博多シティ店リニューアルオープン

（注）六次産業化とは、一次産業である牡蠣の生産事業、二次産業である牡蠣の加工事業、三次産業である牡蠣の卸売・小売販売事業を一貫して行う産業化のことであり、一次、二次、三次を乗じて六次産業と総称しておりません。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社、100%出資子会社の株式会社ヒューマンウェブ、株式会社ジーオー・ストア、株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ、株式会社海洋深層水かきセンター、株式会社日本かきセンター及び株式会社ジーオーシード、52.5%出資子会社の株式会社ジーオー・ファームの8社で構成され、牡蠣を主体とするレストラン（オイスターバー）を運営する店舗事業と、安全性の高い牡蠣の生産研究、産地の開拓、牡蠣の安定供給を目的として、牡蠣の卸売事業を展開しております。

当社グループは、店舗事業を通じて安全安心な牡蠣を提供しております。卸売事業においては、牡蠣を安全に提供するため、厚生労働省の定める保菌基準をさらに下回る当社グループ独自の基準を定め、この基準をクリアするため、独自の浄化工程を実施しております。この安全への取り組みは、当社グループだけでなく、牡蠣生産者のご理解、ご協力もいただくことで、より盤石なものとなり、安全かつ安心な牡蠣を消費者に提供することを可能としております。このような取り組みを行う当社グループが提供する安全安心な牡蠣を召し上がっていただくことで、古来より伝わる日本の伝統食材である牡蠣がより多くの人々に親しまれることを目指しております。

また、身入りが充実して加熱しても身が縮まず、死骸口数が少ない高品質な牡蠣の生産を目的として、連結子会社である株式会社ジーオーシードで牡蠣種苗生産を開始するなど、当社グループは、牡蠣の生産から販売まで一気通貫で手掛ける体制の構築を目指しております。

（1）店舗事業

当事業では、国内最大級のオイスターチェーンとして、東京を中心とした首都圏の百貨店や商業施設を軸に「ガンボ&オイスターバー」をはじめとする複数の当社ブランドによる飲食店舗の運営を行っております。

オイスターバーは、牡蠣を生で食するスタイルが中心となっております。そのため、当社の店舗では、海域の特性により産地毎、季節毎で風味や味わいが違うという特性を生かし、複数産地の生牡蠣を盛り合わせた「オイスタープレート」をメインとして提供しております。また、外食の非日常性という点から、焼き・蒸し等の方法により普段家庭では経験し難い新しい牡蠣の食し方の提案を行っており、外食ならではの体験ができる場としてお客様にご利用頂けるよう、こだわりを持ったメニュー、空間演出を心掛けた店舗展開を行っております。

また、当事業では、顧客の再来店（リピート率の向上）を促す施策として、オイスター・ピース・クラブという会員制度を導入しており、2016年4月からはアプリを導入し、会員数増加とリピート率の向上に向けて活動しております。

富山県下新川郡入善町において、その清浄性に注目して海洋深層水(注)を利用した浄化センターを稼動しております。店舗では、海洋深層水で浄化された清浄性の高い牡蠣を提供しております。

上記の施策を実施する店舗として、2020年3月31日現在、東北地区（宮城）1店舗、北陸地区（富山）1店舗、関東地区（東京、神奈川、千葉、茨城）16店舗、中部地区（名古屋）1店舗、関西地区（大阪、神戸）5店舗、九州地区（福岡）2店舗の計26店舗を立地、顧客特性に応じてブランドを分けて展開しております。

(注)海洋深層水とは、深度200メートル以深の海水であります。生活排水が流入しないこと及び太陽光が届かず光合成が行われないため植物プランクトンが活動を休止すること等から、雑菌が表層水の1,000分の1以下という清浄性を有します。

（2）卸売事業

2006年末から2007年初めにかけてノロウイルスによる食中毒報道が数多く取り沙汰され、また、その原因の多くが牡蠣であるかのような報道もあり、この風評被害の影響は甚大でありました。そこで、当社グループでは安全と安心は自社で確立するものと考え、自社で安全に対するトレーサビリティを確立するため、牡蠣の安全管理・集荷・出荷の施設である、株式会社日本かきセンター(現 株式会社海洋深層水かきセンター)を2007年9月広島県呉市に設立し、第1浄化センターを開設しました。なお、2014年8月には富山県下新川郡入善町に第2浄化センターを開設しましたが、2016年9月には、事業の集約化・効率化の観点から、広島浄化センターを富山の浄化センターに統合しております。

当事業では、自社で安全性を確保するために確立した浄化・検査体制を整えるとともに、店舗事業における牡蠣消費量を背景とした集中購買を全国各地の牡蠣生産者から実施しております。これらの取り組みにより、安全、高品質な牡蠣を当社グループ店舗に提供するとともに、グループ外の飲食店舗に対して卸売しております。

（3）浄化・流通事業

富山県下新川郡入善町に海洋深層水で牡蠣を浄化するセンターを運営しております。全国の牡蠣生産者から集中

購買を行い、入善の浄化センターに牡蠣を集め、60時間の海洋深層水かけ流しによる浄化を行った後、全国の当社グループ店舗に送っております。また、浄化センターの所在エリアで、地方創生を目的とした牡蠣に関わるようなイベントにも全国からの新鮮な牡蠣の提供も行っております。

(4) その他

下記の事業を「その他」としております。

種苗及び海面養殖事業は、安全な牡蠣を提供する原点である牡蠣の種を人工的に作っており、自然環境に影響されず人工的環境下で品質コントロールされた種により、身入りが充実して加熱しても身が縮まず、死骸口も少ない高品質の牡蠣を生産すること及び生産が自然環境に左右されやすい天然の岩牡蠣を安定的に提供することを目指して取り組んでおります。

陸上養殖事業は、沖縄県島尻郡久米島町でノロウイルスに代表されるウイルスに汚染されない牡蠣の大量生産を目指し、研究開発を行っております。

加工事業は、岩手県大槌町の加工工場で品質に優れた牡蠣の加工品を製造し、主に直営店に販売しております。

(5) 当社の牡蠣の安全性を担保する検査体制

当社で取り扱う牡蠣は、幾重ものチェック工程を経て、はじめて流通ルートに乗っております。具体的には、以下の施策を実施しております。

産地段階での一次検査

生食用の牡蠣として厚生労働省が指定している保菌基準を下回る牡蠣のみを仕入れております。

当社グループ集荷施設（浄化センター）での浄化

富山の浄化センターで、海洋深層水で満たされた水槽内で牡蠣を蓄養し、牡蠣自体の生態活動の結果により、厚生労働省の指定する基準よりも厳しく規定している自社基準をクリアする生食用の牡蠣に仕上げしております。

当社グループ二次検査

出荷前に 一次検査の基準である厚生労働省が指定している保菌基準を下回る基準として当社グループが定めた基準により再検査を行っております。厚生労働省の指定する基準と当社グループの定める自社基準との差は以下のとおりとなっております。

(厚生労働省の指定する基準との比較)

検査項目	厚生労働省基準	自社基準
一般細菌数	50,000/g 以下	15,000/g 以下
大腸菌群 (E.coli)	230/100g 以下	130/100g 以下
腸炎ピブリオ	100/g 以下	10/g 以下
ノロウイルス (注1)	10コピー未満 (陰性) (注2)	UD (Undetermined) 検出されず

(出所：食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号))

(注) 1. ノロウイルスは、食品衛生法で定められていない自主検査です。厚生労働省のガイドラインでは、10コピー未満が陰性、10コピー以上が陽性です。

2. コピーとは、ノロウイルス量の単位であります。

当社グループの提供する牡蠣は、これらの浄化、検査工程における基準を全て通過したうえで出荷されております。また、海域の細菌やウイルス状況を監視するため、産地毎の降雨量、海水温度などを毎日収集して、当社グループが長年培ったノウハウにより、これらを分析してリスク回避と事前のアラームで警告する体制を整えております。

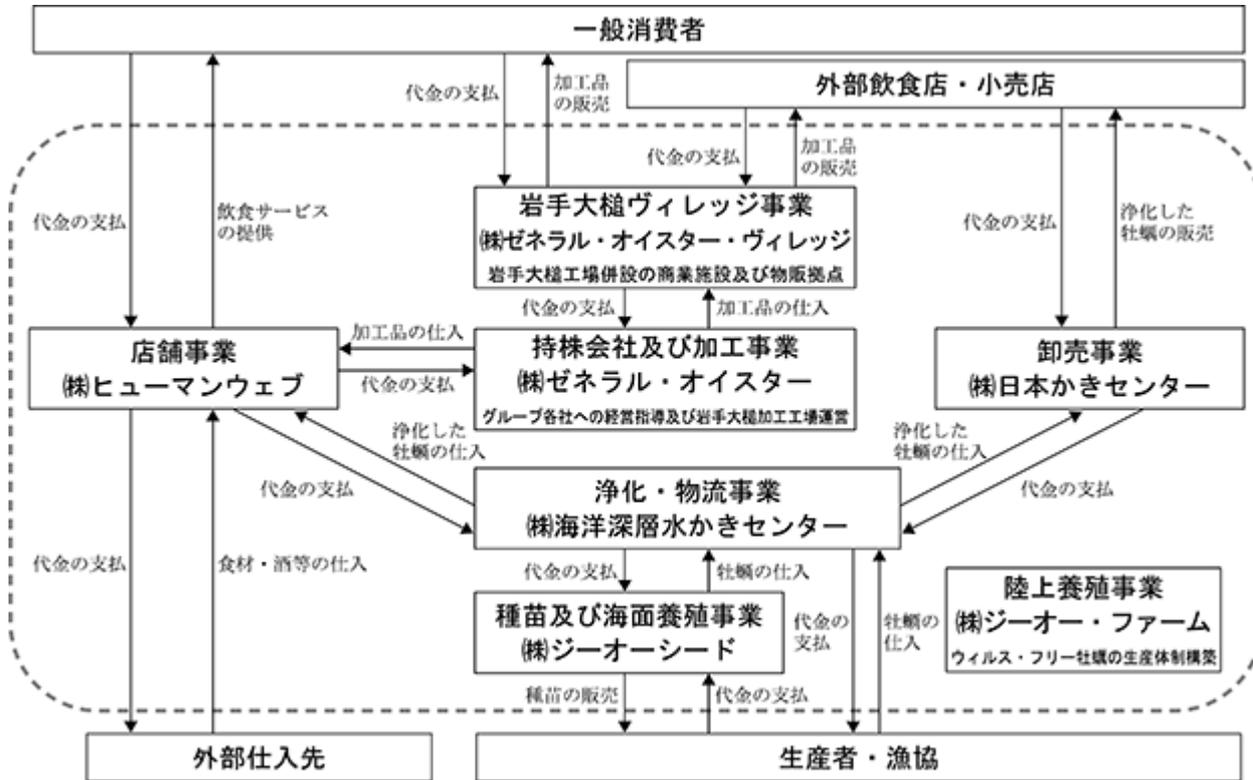
2016年4月1日より、会社分割の方式で持株会社体制に移行し、当社は株式会社ゼネラル・オイスターに商号変更を行っております。株式会社日本かきセンターは、株式会社海洋深層水かきセンターへ商号変更を行い、新設子会社に卸売事業を事業譲渡しております。また株式会社中尾水産テクノロジーは、株式会社ジーオーシードへ商号変更を行っております。2017年3月に岩手大槌の加工工場における「大槌町水産業共同利用施設復興整備事業」の補助金が確定いたしました。加工事業は補助金申請主体である株式会社ゼネラル・オイスターが運営を行うこととなります。

連結子会社の概要及び事業系統図は、次のとおりであります。

事業の内容	会社名
-------	-----

店舗事業 卸売事業 浄化・物流事業 陸上養殖事業 種苗及び海面養殖事業 岩手大槌ヴィレッジ事業 持株会社及び加工事業	株式会社ヒューマンウェブ 株式会社日本かきセンター 株式会社海洋深層水かきセンター 株式会社ジーオー・ファーム 株式会社ジーオーシード 株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ 株式会社ゼネラル・オイスター
--	---

[事業系統図]



--- 点線枠内が当社グループであります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社ヒューマンウェブ (注) 4	東京都中央区 日本橋茅場町	10,000	店舗事業	100	役員の兼任 債務保証・被保証
株式会社ジーオー・ストア (注) 5	東京都中央区 日本橋茅場町	10,000	店舗事業	100	役員の兼任 債務保証・被保証
株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ(注) 6	岩手県上閉伊郡 大槌町	10,000	岩手大槌ヴィレッジ事業	100	役員の兼任 債務被保証
株式会社ジーオー・ファーム(注) 2	沖縄県島尻郡 久米島町	10,000	陸上養殖事業	52.5	役員の兼任 債務被保証
株式会社海洋深層水かきセンター(注) 2	富山県下新川郡 入善町	10,000	店舗事業 浄化・物流事業	100	役員の兼任 債務保証
株式会社日本かきセンター (注) 7	東京都中央区 日本橋茅場町	10,000	卸売事業	100	役員の兼任
株式会社ジーオーシード (注) 8	愛媛県南宇和郡 愛南町	10,000	種苗及び海面養殖事業	100	役員の兼任

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 株式会社ヒューマンウェブについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。また、同社は債務超過会社であります。

主要な損益情報等	(1) 売上高	3,184,096千円
	(2) 経常損失	56,356千円
	(3) 当期純損失	52,389千円
	(4) 純資産額	566,086千円
	(5) 総資産額	1,254,707千円

5. 債務超過会社であり、2020年3月31日現在で債務超過額は 298,609千円であります。

6. 債務超過会社であり、2020年3月31日現在で債務超過額は 24,737千円であります。

7. 債務超過会社であり、2020年3月31日現在で債務超過額は 11,029千円であります。

8. 債務超過会社であり、2020年3月31日現在で債務超過額は 113,402千円であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
店舗事業	80〔153〕
卸売事業	3〔 〕
浄化・物流事業	7〔 3〕
その他	11〔 9〕
全社(共通)	10〔 〕
合計	111〔165〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員(1ヶ月172時間換算)であります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、株式会社ゼネラル・オイスターに所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
16〔9〕	45.0	4.0	3,768

セグメントの名称	従業員数(名)
その他	6〔 9〕
全社(共通)	10〔 〕
合計	16〔 9〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を含む。)であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

外食業界の市場規模は今後も大きな伸びは期待できない状況が続くものと見られ、加えて顧客嗜好の多様化が進み、今後ますます企業間の競争は激しくなると認識しております。

当社グループは、第一次産業から第三次産業までの領域で牡蠣の高付加価値化を図り、新しい牡蠣を通じた食文化の創造を目指しております。

その実現のために、下記に掲げる事項を、対処すべき重要な課題としており、課題解決に向けて積極的に取り組んでまいります。

(1) 店舗事業について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、多くの店舗で休業・営業時間短縮を余儀なくされており、売上が大幅に減少しており、先行きも見通し難い状況下にあります。当社としてもいかにこの困難を乗り越え、正常な店舗運営を再開し、お客様が安心して店舗を利用していただけるような、コロナ禍の消費者ニーズの変化も踏まえ、テイクアウトやデリバリーなど新たな店舗運営の形態も整備し、店舗収益力の強化に取り組んでいく方針です。

(2) 卸売事業及び加工事業について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、多くの取引先様が、休業を余儀なくされており、取引高が大幅に減少しております。コロナ禍の消費者ニーズの変化も踏まえ、グループの「牡蠣の安心・安全」の専門性のこだわりを、卸売だけでなく、BtoCの小売りをECサイトでスタートさせるなど、新たな販売チャネルの多角化も目指してまいります。一方、海外の卸売も、新型コロナウイルスの影響で、取引も一時止まっていましたが、香港などを中心に取引が再開しており、引き続き、販路拡大を目指し、収益力の向上を目指してまいります。

また、加工事業収益化を目的に、岩手県の加工工場を本格稼働させ独自の自家製の牡蠣フライなどの加工品を店舗に提供していますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、店舗事業の休業で、在庫が余剰にならないように、機動的な稼働調整等、臨機応変な運営体制で、コスト削減に努め、企業の体制強化を図る方針です。

(3) 陸上養殖事業について

ウィルスフリーの牡蠣の商品化に向け、現在、スモール・スケールでのプラントにて、研究開発を加速化しております。

(4) 人材の確保と育成及び定着化について

当社は、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保と育成及び定着化が今後の当社の成長にあたって不可欠であると認識しております。今までの即戦力となる中途採用に加え、将来の幹部人材の早期育成の為、新卒採用にも着手してまいります。

また、今後、国内外のグループ事業が増加することが見込まれることから、高い専門性を持ち、様々な課題に対処し、進化させることができる人材育成及び確保が必須と認識しております。

また、引き続き従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実、さらに福利厚生を充実させた人事制度の刷新に取り組むことで、働き甲斐がある制度作りを進める方針であります。

(5) 衛生管理の強化、徹底について

外食業界においては、食中毒事故の発生や偽装表示の問題などにより、食の安全性に対する社会的要請は強くなっております。当社グループの各店舗、事業所では、衛生管理マニュアルに基づく衛生管理の徹底を行っており、また、定期的に本社衛生管理部門の人員による抜き打ち監査や外部検査機関による検査、さらにノロウイルス検査に関しては当社浄化センターへの牡蠣の入荷時及び出荷時における二重検査を行っております。今後も法改正等に対応しながら更なる衛生管理体制の強化を行っていく方針です。

(6) 内部統制の強化について

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、権限に基づく意思決定の明確化、内部監査及び監査等委員会の監査並びに監査法人による監査との連携を強化するほか、全従業員に対して、継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針です。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下のとおり記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、本項記載のうち将来に関する事項は、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではなく、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済状況の変化について

当社グループは、牡蠣を主体とするレストランであるオイスターバーの店舗事業を中心に展開しており、日本国内の景気変動の影響等が、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。特に、消費税の増税等に起因する個人消費の減速、原材料価格・人件費・賃料・水道光熱費・物流費等の上昇が、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 各種法的規制について

食品衛生管理について

当社グループは、店舗事業につきましては、「食品衛生法」に基づき、所管保健所より飲食店営業許可を受けて、全ての店舗に食品衛生責任者を配置しております。衛生管理マニュアルに基づき厳格な衛生管理と品質管理を徹底しておりますが、食中毒などの衛生問題が発生した場合には、食材等の廃棄処分、営業許可の取消し、営業の禁止もしくは一定期間の営業停止処分、被害者からの損害賠償請求等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

卸売事業につきましては、「食品衛生法」に基づき、所管保健所より魚介類販売許可を受けて、直営店舗及び一般飲食店への卸売販売を行っております。同免許は、子会社である株式会社海洋深層水かきセンターの富山入善センターで取得しておりますが、万一許可が取り消された場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

労働関連法令について

当社グループは、店舗や浄化センターにおいて多数の短期間労働者を雇用しておりますが、これら短時間労働者の厚生年金などの社会保険適用範囲の拡大実施により、当社グループの社会保険料負担が増大すること等によって当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 主要食材（牡蠣）への依存について

当社グループは、主力食材を牡蠣という特定食材に依存し、かつ、生牡蠣がメインとなるオイスターバー店舗の売上構成比が高い状況にあります。したがって、ノロウイルス等の疫病発生、食品衛生問題等によるブランド毀損、風評被害による消費控えなどの変化が発生した場合、牡蠣の販売数量低下により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 出退店政策について

当社グループは、直営店舗による店舗展開を行っており、2020年3月31日現在、26店舗の営業を行っております。出店は高い集客が見込める都心部、主要ターミナル駅周辺にて実施しておりますが、新規出店におきましては、立地条件、賃貸条件、店舗の採算性などを勘案して出店を決定しているため、すべての条件に合致する物件が確保できない可能性があります。また、出店にかかわる賃貸借契約のほとんどが定期建物賃貸借契約となっており、採算性が確保されている店舗につきましても、期間満了により退店する可能性があります。店舗採算が不採算による退店を含めて、退店の際には減損損失の計上、各種契約の解除による違約金、退店時の原状回復費用等が想定以上に発生する可能性があります。これらが生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 差入敷金について

当社グループの店舗は賃借により出店等を行うことを基本方針としており、全ての店舗において敷金を差し入れております。この敷金は、退店時には貸主から返還されることになっておりますが、貸主の財政状態の悪化等により、差入敷金の一部又は全部が返還されない場合があります、これらが生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 減損損失について

当社グループは、今後とも収益性の向上に努める所存であります。店舗業績の不振や加工食品の販売不振等により、固定資産の減損会計による損失を計上することとなった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 特定仕入先への依存について

当社グループは、主要食材である牡蠣について、全国各地の生産者・漁協から直接仕入を行っております。当社グループとしましては、高品質の牡蠣の仕入が継続してできるよう生産者と一体となった養殖に取り組み、リスク分散を図っていく方針であります。しかしながら、天候不順をはじめ、海域の汚染状況など自然環境の悪化などにより、必要な牡蠣が十分に確保できなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 人材の確保及び育成について

当社グループは、優秀な人材の継続的な確保が重要な経営課題であります。このため、当社グループは、採用の仕組みを整え人材確保に努めるとともに、教育による育成を行っております。しかしながら、十分な人材の確保及び育成ができない場合、新規事業開発の遅れ、店舗での接客サービスの低下等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 新規事業の展開について

当社グループは、店舗事業が主力であります。牡蠣という食材の六次産業化を目指し収入源の多チャンネル化を図るため、生産及び加工に係る新規事業を展開しております。生産におきましては、愛媛県南宇和郡愛南町における牡蠣の種苗生産、海面養殖を、また沖縄県久米島町における海洋深層水を利用したウィルスフリー牡蠣の生産を、加工におきましては、岩手県大槌町において牡蠣の加工食品を製造する工場が稼働させ早期の収益化を目指しております。しかしながら、計画通りに進捗しなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 商標管理について

当社グループは、「ガンボ&オイスターバー」、「オイスターテーブル」などの複数の店舗ブランドをはじめ、「大槌牡蠣ノ星」など複数の商標権の登録を行っております。当社グループが保有する商標について、第三者の商標権等を侵害している事実はありませんが、第三者の商標権を侵害していると認定され、その結果、使用差し止め、使用料、損害賠償等の支払いを請求された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 個人情報の保護について

当社グループは、店舗事業において会員向けポイント還元やイベントなどを行い、会員の個人情報をデータとして蓄積しております。これらの情報については、「個人情報保護に関する法律」を遵守すべく、データへのアクセス制限や外部からの侵入を防止するための方策をとっております。また、「個人情報保護方針」や「個人情報管理規程」を制定し、個人情報を取り扱う関係者に対して情報漏洩防止の徹底を啓蒙しております。

しかしながら、内部管理体制の問題や外部からの侵入により、これらの情報が漏洩した場合には、信用低下や損害賠償等によって当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(12) 売上高の季節変動について

当社グループは、牡蠣を主食材とする店舗事業及び卸売事業を展開しており、食材に対する消費者の認識上、冬場である11月から3月に売上が偏重する傾向にあります。また、仕入原価も需給バランスが落ち着く冬場の方が低減されることから、損益面でも下半期に大きく偏重する傾向にあります。

当社グループとしましては、夏場における岩牡蠣など、旬の牡蠣による新しい食べ方提案などにより需要の掘り起こしを図るとともに、加工事業などにより外食市場以外での収入源を確保することで、年間を通じて売上の平準化を目指していく方針としております。

第20期（2020年3月期）における当社グループの四半期別売上高及び営業損失の構成は次のとおりであります。

区分	売上高(千円)	構成比(%)	営業利益又は 営業損失(千円)	構成比(%)
第1四半期	803,755	22.46	71,131	48.68
第2四半期	922,297	25.77	58,070	39.74
上期合計	1,726,053	48.22	129,201	88.42
第3四半期	1,057,717	29.55	51,709	35.39
第4四半期	795,481	22.22	68,630	46.97
下期合計	1,853,199	51.78	16,920	11.58
通期合計	3,579,252	100.00	146,122	100.00

(13) 自然災害等について

当社グループの26店舗は、全国に展開しておりますが、このうち16店舗を関東エリアで展開しております（2020年3月31日現在）。したがって、地震・台風などの自然災害や大雪などの局地的な気象状況の影響により、店舗の営業休止や縮小等が生じた場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、上記の自然災害に起因して、電力・ガス・水道等の使用の制限、消費者の消費意欲の低下といった影響が生じた場合にも、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) 競合について

外食業界は、参入障壁が低く新規参入が多い一方で、少子高齢化の流れの中で外食市場全体は横這いという状況下で激しい競合状態が続いています。その中で当社グループは、取扱食材として極めて高いレベルでの安全性が求められる牡蠣を扱っていますが、その安全性は、ノウハウなどのソフト面のみならず、浄化施設を自社保有するハード面の両面を兼ね備えることで、競争優位性の確保を図っております。しかしながら、今後、当社グループと同レベルのソフト及びハード機能を持つ店舗が出現した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(15) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案して、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純損失を計上しており、未だ内部留保が充実しているとは言えず、創業以来配当を行っておりません。現在は内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指す方針であり、将来的には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。しかしながら、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(16) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において営業損失21,196千円、経常損失18,441千円、親会社株主に帰属する当期純損失269,680千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) . . . d . 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載のとおり、当

該状況の改善に全力を挙げて取り組んでまいります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要は以下のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、企業業績や雇用環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調が続いてまいりましたが、消費増税による消費マインドへのマイナス影響が生じたことに加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が急速に進む中で、非常に不透明な環境で推移いたしました。

外食業界におきましても、依然として消費者の節約志向が続く中で、消費増税や新型コロナウイルスの影響が重なり、非常に厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、種苗、生産、加工、販売に至るまでの最適なバリューチェーンの構築により、安全を軸とした高品質な牡蠣の六次産業化の実現に向け、取り組みを強化してまいりました。

店舗事業では、販売促進活動の更なる強化や店舗メニューの戦略的な見直し等の施策が継続的に効果を出しており、予約件数をはじめ、客数及び客単価がそれぞれ順調に増加してまいりました。

卸売事業においても、営業力を強化したことが奏功し、顧客数が順調に増え、取引高も好調に推移しました。

一方、加工工場については、本格的に稼働し始めましたが、送料の高騰や、仕込みを前倒して行ってきたことから費用が先行する状態が続いております。

このように各事業の収益強化に取り組み、2019年10月の大型台風や消費増税といった外部環境の悪化による影響を受けながらも、2020年1月までの売上高は対前年を順調に上回り、収益改善を進めてまいりました。

しかしながら、2020年2月に入ってから新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛要請により、当社の収益基盤である店舗事業においては、休業や時間短縮などを余儀なくされ、本来ならば繁忙期となる2020年3月の売上高も低調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末における総資産は1,565,850千円となり、前連結会計年度末と比較して200,143千円の減少となりました。

当連結会計年度末における負債は1,293,433千円となり、前連結会計年度末と比較して157,059千円の減少となりました。

当連結会計年度末における純資産は272,416千円となり、前連結会計年度末と比較して43,084千円の減少となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高3,579,252千円（前年同期比3.4%減）、営業損失146,122千円（前年同期は営業損失21,196千円）、経常損失157,131千円（前年同期は経常損失18,441千円）、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失269,680千円）となりました。

なお、セグメントの概況は以下のとおりです。以下の売上高の数値はセグメント間の取引消去前となっております。

セグメントと事業の内容の関係性は次のとおりです。

(a) 「店舗事業」は、直営店舗事業、新規業態店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗から構成されます。

(b) 「卸売事業」は、卸売事業から構成されます。

(c) 「浄化・物流事業」は、富山入善ヴィレッジ事業の浄化・物流事業から構成されます。

(d) 「その他」は、種苗及び海面養殖事業、陸上養殖事業、加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業から構成されません。

(a) 「店舗事業」

店舗事業では、東京を中心に全国で牡蠣を主体とするレストラン（オイスターバー）26店舗を展開しています。

2019年7月には「レカイエ オイスターバー JR博多シティ店」（福岡市博多区）をリニューアルオープンし、新たなオイスターバーのスタイルを提案し、オープン以来、新たな顧客層を開拓し、客単価、客数とも好調に推移しました。

しかしながら、2020年2月に入ってから新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、商業施設に出店している店舗を中心に休業や時間短縮などを余儀なくされ、売上高は大きく減少しました。

以上の結果、店舗事業における売上高3,271,337千円（前年同期比4.5%減）、セグメント利益318,791千円（前年同期比22.6%減）となりました。

(b) 「卸売事業」

卸売事業では、グループ外の飲食店舗などに牡蠣を卸売販売しています。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染拡大が取引先の取引高に大きなマイナスの影響を及ぼしたものの、期を通じて新規取引先の開拓など販路拡大に積極的に取り組み、顧客数及び取引高は順調に増加いたしました。

以上の結果、卸売事業における売上高280,177千円（前年同期比11.1%増）、セグメント利益116,262千円（前年同期比12.9%増）となりました。

(c) 「浄化・物流事業」

浄化・物流事業では、牡蠣を各産地から富山県入善町の浄化センターに入荷し、自社店舗及び卸売先への出荷を行っております。また牡蠣の入荷時及び出荷時の衛生検査も実施しており、牡蠣の安全性確保、店舗及び卸売先への安定供給を支え、当社グループの安全・安心を担保する事業となっています。また、当社グループにおけるコストセンターの位置づけであり、費用を予算によりコントロールするマネジメントを行っております。当連結会計年度においては物流費の高騰などの影響で、費用が増加しました。

以上の結果、浄化・物流事業における売上高587,584千円（前年同期比6.2%増）、セグメント損失221,306千円（前年同期セグメント損失198,069千円）となりました。

(d) 「その他」

その他には、養殖事業や加工事業などが含まれます。当連結会計年度においては、主に海面養殖の自社養殖岩牡蠣及び加工製品を自社店舗に出荷したことから売上が計上されております。一方、陸上養殖は未だに研究段階であり、費用計上のみとなっております。また、加工工場の事業については、本格稼働を開始しており、積極的に付加価値の高いオリジナル加工品の開発・商品化を行い、店舗事業の効率化のためのセントラルキッチン機能を担っております。

以上の結果、その他の事業における売上高187,156千円（前年同期比44.6%増）、セグメント損失186,256千円（前年同期セグメント損失153,254千円）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ7,990千円減少し、123,626千円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は37,886千円（前連結会計年度は、77,833千円の使用）となりました。これは主として、税金等調整前当期純損失が157,131千円、減価償却費80,550千円、仕入債務22,279千円、未払金24,038千円及び未払費用の減少額17,262千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動から使用した資金は7,057千円（前連結会計年度は、72,722千円の使用）となりました。これは主として、店舗移転リニューアルに伴う有形及び無形固定資産の取得による支出49,661千円、国庫補助金による収入44,595千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動から獲得した資金は36,953千円（前連結会計年度は、157,586千円の使用）となりました。これは主として、社債の発行による収入106,118千円、長期借入金の返済による支出33,466千円及び割賦債務の返済による支出39,363千円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
店舗事業(千円)	1,125,711	2.4
卸売事業(千円)	182,825	+10.9
浄化・物流事業(千円)	701,388	+21.3
その他(千円)	130,730	+7.3
合計(千円)	2,140,655	+6.0

(注) 1. 金額は仕入価格であり、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
店舗事業(千円)	3,271,337	4.5
卸売事業(千円)	280,177	+11.1
浄化・物流事業(千円)	587,584	+6.2
その他(千円)	187,156	+44.6
内部取引調整額(千円)	747,003	
合計(千円)	3,579,252	3.4

(注) 1. 金額は販売価格であり、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 「内部取引調整額」は、主にセグメント間取引であります。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がありませんので、主要な販売先の記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末における総資産は1,565,850千円となり、前連結会計年度末と比較して200,143千円の減少となりました。資産減少の主な要因は、売掛金が95,279千円、未収入金が45,532千円減少したことによるものです。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債は1,293,433千円となり、前連結会計年度末と比較して157,059千円の減少となりました。負債減少の主な要因は、1年以内返済予定の長期借入金91,599千円、社債が10,611千円増加し、買掛金が22,279千円、未払金及び長期未払金が64,928千円、長期借入金が125,066千円減少したことによるものです。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産は272,416千円となり、前連結会計年度末と比較して43,084千円の減少となりました。純資産増加の主な要因は、新株予約権の行使により資本金48,128千円、資本剰余金48,128千円増加し、非支配株主持分が35,284千円、利益剰余金が106,971千円減少したことによるものです。

b. 経営成績の分析

(a) 売上高

当連結会計年度の売上高は3,579,252千円（前連結会計年度比3.4%減少）となりました。

当社グループの報告セグメントごとの内訳は、店舗事業が3,271,337千円、卸売事業が280,177千円、浄化・物流事業が587,584千円、その他187,156千円、調整額 747,003千円となっております。

店舗事業は、2019年7月には「レカイエ オイスターバー JR博多シティ店」（福岡県博多区）をリニューアルオープンし、新たなオイスターバーのスタイルを提案し、オープン以来、新たな顧客層を開拓し、客単価、客数とも好調に推移しました。

しかしながら、2020年2月に入ってから新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、商業施設に出店して

い

る店舗を中心に休業や時間短縮などを余儀なくされ、売上高は大きく減少しました。

卸売事業は、新型コロナウイルス感染症拡大が取引先の取引高に大きなマイナスの影響を及ぼしたものの、期を通じて新規取引先の開拓など販路拡大に積極的に取り組み、顧客数及び取引高は順調に増加いたしました。

浄化・物流事業は、浄化センターにおける浄化した牡蠣を当社グループ店舗に、またグループ内の卸売会社に、出荷していることが主な売上となっております。また富山県の浄化センター近隣での地方創生イベントにも参加しており、売上が計上されております。

その他事業は、海面養殖の自社養殖岩牡蠣及び加工製品を自社店舗に出荷したことから売上が増加しております。

(b) 営業損失

当連結会計年度の営業損失は146,122千円（前連結会計年度は営業損失21,196千円）となりました。

当社グループの報告セグメントごとの内容は、店舗事業のセグメント利益318,791千円、卸売事業のセグメント利益116,262千円、浄化・物流事業のセグメント損失221,306千円、その他のセグメント損失186,256千円となり、合計でセグメント利益27,491千円となっております（営業利益との差額は、報告セグメントに含まれないセグメント及び各報告セグメントに配分していない全社費用となります）。

店舗事業は、不採算店舗閉店により赤字要因が減少したことに加え、原材料費、人件費の適切なコントロールを行ってまいりましたが2020年2月に入ってから新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、商業施設に出店している店舗を中心に休業や時間短縮などを余儀なくされ、売上の減少に伴い固定費が圧迫し営業利益は減少しました。

卸売事業は、利益率の高い商品が売れたこともあり、売上の増加に比して、営業利益も増加しました。

浄化・物流事業は、牡蠣を各産地から富山県入善町の浄化センターに入荷し、自社店舗及び卸売先への出荷を行っております。また牡蠣の入荷時及び出荷時の衛生検査も実施しており、牡蠣の安全性確保、店舗及び卸売先への安定供給を支え、当社グループの安全・安心を担保する事業となっております。また、当社グループにおけるコストセンターの位置づけであり、費用を予算によりコントロールするマネジメントを行っております。当連結会計年度においては物流費の高騰などの影響で、費用が増加しました。。

その他事業は、種苗及び海面養殖事業の種苗及び海面養殖に係る費用、陸上養殖にかかる研究開発費、加工事業の運営費用、海外輸出の営業費用が計上されております。

その他、各報告セグメントに配分していない全社費用174,675千円が発生いたしました。

(c) 経常損失

当連結会計年度の経常損失は157,131千円（前連結会計年度は経常損失18,441千円）となりました。これは、主に営業外費用として借入れによる支払利息15,648千円及び社債発行費4,980千円を計上したことによるものです。

(d) 親会社株主に帰属する当期純損失

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は106,971千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失269,680千円）となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記しております。

なお、当社の資本の財源及び資金の流動性について、当面は財源を厚くするために、金融機関からの借入や資本による調達も継続して検討してまいります。

d. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、前連結会計年度において営業損失21,196千円、経常損失18,441千円、親会社株主に帰属する当期純損失269,680千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

この事象を解消するための対応策は以下のとおりです。

(a) 事業について

イ. 店舗事業

販売促進活動の更なる強化や店舗メニューの戦略的な見直し等の施策、及び予約システムの強化で、予約件数をはじめ、客数及び客単価の更なる売上の増加に努めます。

またコスト高になりつつある現状を鑑みて、牡蠣の自社グループ生産や原材料仕入方法の見直しによる原価低減、社員及びアルバイト採用の強化とシフト管理の徹底による人件費抑制、その他経費削減にも努めてまいります。

ロ. 卸売事業

国内卸に関しては、営業力を強化し、取引先の開拓に努め取引顧客数を更に増加させていくことに加え、ネットでの取引も拡大し、販売チャネルの拡大にも引き続き尽力してまいります。

アジア展開に関しては、取引量を拡大させるべく様々な販路開拓に努め、収益力向上を目指します。

ハ. 浄化・物流事業

富山県の浄化センターの、業務の改善、効率化を引き続き行い、費用削減を図ってまいります。

ニ. その他事業

沖縄の陸上養殖は、実証実験を続け、量産化に向け、ステップを歩んでおります。また、岩手の加工工場の事業については、費用が先行する状態が続いていますが、更なる業務の効率化を目指してまいります。

(b) 財務基盤の安定化

営業損益の改善、運転資金や事業資金の確保に向けて、長期安定資金の調達を検討し、投資家や事業会社と協議を進めてまいります。

しかし、これらの対応策の効果の発現については、関係先との明確な合意を要する事案もあり、すべてを確定するに十分な状況には至っておりません。また、今後国内の経済状況及び消費活動が徐々に回復し、翌連結会計年度の半ばより、概ね例年通りの営業活動を実施できる前提で資金繰りを計画しておりますが、この前提と異なる状況となった場合には、当社グループの資金繰りに重大な支障をきたす可能性があります。

従いまして、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

(1) 研究開発戦略

当社グループの研究開発戦略は、「海洋深層水を用いたウィルスフリーの牡蠣の陸上養殖」を軸としております。

ウィルスフリーの牡蠣の陸上養殖とは、ノロウィルスに代表される食中毒の原因となるウィルスに汚染されていない牡蠣を陸上養殖することです。牡蠣に代表される二枚貝がウィルスに感染する経路は、ウィルスが残留している生活排水が海の表層海域に流入した際に、養殖されている牡蠣がウィルスを取り込むケースや、牡蠣の餌となるプランクトンがウィルスを取り込み牡蠣体内に入るケースといわれております。特に、ノロウィルスは、牡蠣の消化器官の中腸線細胞に特異結合した場合には、無菌海水を体内に循環させて浄化しても排出除去できないことが分かっております。当社グループは、この感染経路中の表層海域という点に注目し、ウィルスが存在せず清浄な海水である深度200m以深の海洋深層水を利用して陸上において取水した海洋深層水で牡蠣を養殖することを目指して沖縄県久米島で実証実験を行っております。

現在は、ウィルスフリーの牡蠣の商品化に向け、スモール・スケールでのプラントで、研究開発を加速化しております。

(2) 研究体制

海洋深層水を用いた環境安全型ウィルスフリー牡蠣の陸上養殖は、連結子会社の株式会社ジーオー・ファームにおいて行っており、外部の専門家や研究者の知見を取り入れながら研究を行っております。

(3) 連結会計年度における研究開発費

研究開発費の総額は64,702千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は49,661千円であります。

主なものは、「店舗事業」のレカイエ オイスターバーJR博多シティ店のリニューアル工事によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	機械及び 装置	工具、 器具及び 備品	その他	土地 (面積㎡)		合計
大槌工場 (岩手県上閉伊郡 大槌町)	その他	加工工場	0	0	0	0		0	6 〔9〕
本社 (東京都中央区)		本社設備	14,707		0		1,097 (27.05)	15,804	10 〔 〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人数(他社から当社への出向者を除く。)であり、〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員(1ヶ月172時間換算)であります。
4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積(㎡)	年間賃借料(千円)
本社 (東京都中央区)	本社事務所	302.82	14,839

(2) 国内子会社

株式会社ヒューマンウェブ

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	店舗数	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				建物	工具、 器具及び 備品	合計	
ガンボ&オイスターバー等 (東京都中央区他)	店舗事業	25	店舗設備	213,891	31,524	245,415	75 〔150〕

株式会社海洋深層水かきセンター

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	店舗数	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物	工具、 器具及び 備品	機械及び 装置	合計	
入善センター (富山県下新川郡入善町)	浄化・ 物流事業		浄化設備	44,756	1,012	3,866	49,635	7 〔3〕
入善牡蠣ノ星 (富山県下新川郡入善町)	店舗事業	1	店舗設備	45,598	1,200		46,798	5 〔3〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人数(他社から当社への出向者を除く。)であり、〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員(1ヶ月172時間換算)であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、業績動向、財務状況、資金計画を総合的に勘案しております。
なお、重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,842,200	2,852,200	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,842,200	2,852,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第5回新株予約権（2012年5月29日 取締役会決議）

決議年月日	2012年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 10
新株予約権の数(個)	208 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式 20,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)2
新株予約権の行使期間	2014年6月7日～2022年4月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)、または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる

株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第6回新株予約権(2013年5月17日 取締役会決議)

決議年月日	2013年5月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 25
新株予約権の数(個)	160 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式 16,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)2
新株予約権の行使期間	2015年6月7日～2023年4月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)、または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨て

る。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第7回新株予約権(2016年2月8日 取締役会決議)

決議年月日	2016年2月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問 1
新株予約権の数(個)	100 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式 10,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,212 (注)2
新株予約権の行使期間	2019年4月1日～2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,212 資本組入額 1,106
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)、または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2019年11月13日発行)	
決議年月日	2019年11月13日
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 97,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,094(注)2
新株予約権の行使期間	2019年11月29日~2021年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,094 資本組入額 547(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(百万円)	106

新株予約権付社債の発行時(2019年11月13日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額(下記(注)2.(2)に定義される。)で除して得られる数とする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額

本新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの払込金額(以下「転換価額」という。)は、当初、1,094円とする。なお、転換価額は下記(注)2.(3)に定めるところに従い調整されることがある。

(3) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(注)2.(4)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(4) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(下記(注)2.(5)に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至に拘らず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を別途交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された普通株式数}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(5) 転換価額調整式の取扱いは以下に定めるところによる。

転換調整価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、上記(注)2.(4)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。以下「時価」という。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (6) 上記(注)2.(4)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (7) 上記(注)2.(4)又は上記(注)2.(6)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日(2019年11月13日)時点における当社発行済株式総数(2,754,900株)の10%(275,490株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできないものとする。

- (2) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(注)5.(1)乃至下記(注)5.(10)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本発行要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

- (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

- (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本発行要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(注)2.(3)乃至上記(注)2.(7)と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社

債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
上記(注)4. に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合
本(注)5. の規定に準じて決定する。
- (10) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整を行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

第 8 回新株予約権 (2019年11月13日発行)	
決議年月日	2019年11月13日
新株予約権の数(個)	5,830
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 583,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,094(注)2、3
新株予約権の行使期間	2019年11月29日～2021年11月28日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,094 資本組入額 547
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

新株予約権の発行時(2019年11月13日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の数の算出方法

本新株予約権の目的である株式の総数は583,000株(本新株予約権1個あたり100株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合のみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。

(2)前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が729円(以下「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

普通株式について株式の分割をする場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与

えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには上記 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5)上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 本新株予約権の行使期間

2019年11月29日から2021年11月28日（但し、2021年11月28日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする

5. 新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権の行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2019年11月13日）時点における当社発行済株式総数（2,754,900株）の10%（275,490株）（但し、注3.(2)記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、注3.(2)記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

(2)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3)各本新株予約権の一部行使はできない。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編対象会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編対象会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編対象会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年4月1日～ 2016年3月31日(注)1	57,500	1,525,700	29,375	341,919	29,375	390,929
2016年4月1日～ 2017年3月31日(注)1	46,100	1,571,800	11,525	353,444	11,525	402,454
2017年4月1日～ 2018年2月25日(注)1	16,300	1,588,100	4,075	357,519	4,075	406,529
2018年2月26日(注)2	1,154,500	2,742,600	400,034	757,553	400,034	806,563
2018年2月27日～ 2018年3月31日(注)1	2,600	2,745,200	650	758,203	650	807,213
2018年4月1日～ 2019年3月31日(注)1	8,200	2,753,400	2,050	760,253	2,050	809,263
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)1	1,500	2,754,900	375	760,628	375	809,638
2019年11月29日～ 2020年3月31日(注)3	87,300	2,842,200	47,753	808,381	47,753	857,391

(注)1. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

2. 第三者割当

発行価格 693円

資本組入額 346.5円

割当先 TRYFUNDS INVESTMENT投資事業有限責任組合

3. 無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)			14	29	11	2	2,369	2,425	
所有株式数 (単元)			89	3,299	261	5	24,760	28,414	800
所有株式数 の割合(%)			0.32	11.61	0.92	0.02	87.13	100	

(注)株主名簿上の自己株式100株は、「個人その他」に含めております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
TRYFUNDS INVESTMENT投資事業有限責任 組合	東京都港区芝三丁目1番14号	1,054,500	37.10
小林 敏雄	東京都港区	286,600	10.08
株式会社グッドフィールド	東京都港区虎ノ門四丁目3番2号	125,000	4.40
マイルストーンキャピタルマネジメン ト株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	99,600	3.50
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	25,000	0.88
有限会社ティーズ・キャピタル	東京都港区赤坂二丁目23番1号	25,000	0.88
宮本 裕将	新潟県新潟市中央区	22,100	0.78
株式会社ティーワイリミテッド	東京都港区南青山二丁目22番18号	20,000	0.70
ゼネラル・オイスター従業員持株会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号	16,500	0.58
J.P.Morgan Securities plc (常任代理人JPモルガン証券株式会社)	25 Bank Street Canary Wharf London UK (東京都千代田区丸の内2丁目7番3号)	15,700	0.55
計	-	1,690,000	59.46

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,841,300	28,413	
単元未満株式	普通株式 800		
発行済株式総数	2,842,200		
総株主の議決権		28,413	

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 ゼネラル・オイスター	東京都中央区日本橋茅場 町二丁目13番13号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式		
当期間における取得自己株式		

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数	100		100	

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純損失を計上しており、未だ内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。

また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

当該方針に基づき、当期の配当は実施いたしません。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であり、ます。

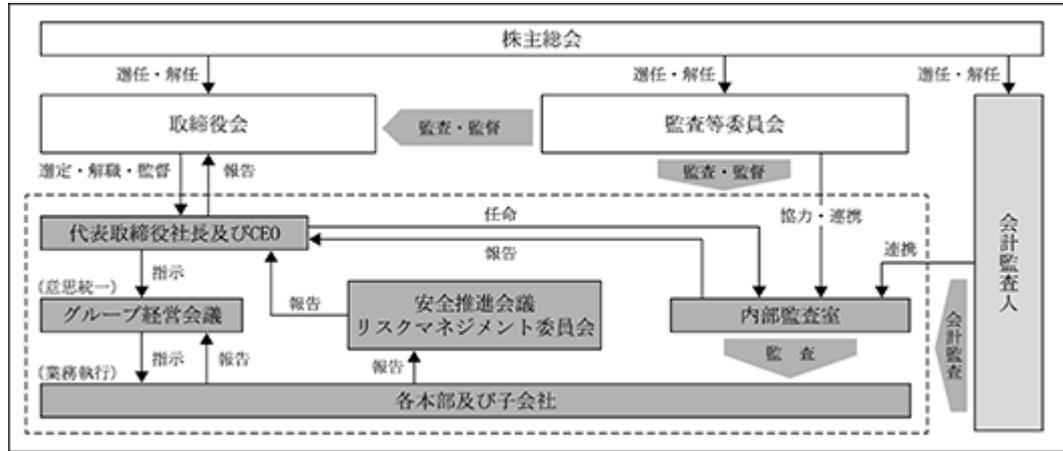
また、当社は中間配当を取締役会決議により行うことができる旨を定款で定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、株主・従業員・取引先等、全てのステークホルダーとの良好な関係を重視し、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築に向け、鋭意改善努力を行っております。また、遵法の精神に基づきコンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指して、最適な経営管理体制の構築に努めております。



経営上の意思決定等に係る経営管理組織の構成、決定方法及びプロセス

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、日常業務の活動状況を共有する各種委員会を設置しており、内部監査室が業務監査を実施しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しております。

当社の各機関の概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、本書提出日現在6名で構成されております。取締役会は、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として月1回開催するとともに、必要に応じて随時開催することとなっており、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

議長：代表取締役社長 吉田秀則

構成員：代表取締役CEO 丹野裕介 取締役COO 渡邊史人 監査等委員である取締役 丹野裕氏

監査等委員である社外取締役 原大二郎 監査等委員である社外取締役 山中聖彦

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、毎月1回及び必要に応じて随時開催してまいります。監査等委員会は、株主からの委託を受け、独立した客観的な立場において、取締役の職務の執行を監査・監督し、当社の健全で持続的な成長を確保する責任を負ってまいります。なお、監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人等と連携して監査を実施してまいります。

議長：監査等委員 丹野裕氏

構成員：社外監査等委員 原大二郎 社外監査等委員 山中聖彦

(c) グループ経営会議

当社グループは、代表取締役社長、代表取締役CEO、社外取締役を除く取締役、グループ子会社の代表取締役社長並びに必要に応じて各部署の部長等を参加者とするグループ経営会議を週1回開催しております。グループ経営会議においては、担当者から参加者に対して週次の営業状況及び活動実績等が報告され、日常業務に係る活動方針や組織間の情報共有により横断的な意見交換など幅広く議論されております。

(d) 安全推進会議

当社は、代表取締役社長、代表取締役CEO、社外取締役を除く取締役、グループ子会社の代表取締役社長、内部監査室長及び牡蠣の安全を担当する責任者並びに店舗衛生を担当する責任者を参加者とする安全推進会議を月1回開催しております。安全推進会議においては、各責任者から取締役らに対して外部環境状況、衛生管理状況及び衛生に関して獲得した新しい情報などが報告され、今後の方針について幅広く議論されております。

(e) リスクマネジメント委員会

当社は、代表取締役社長、代表取締役CEO、社外取締役を除く取締役、グループ子会社の代表取締役社長、内部監査室長及び人事総務部長で構成されるリスクマネジメント委員会を月1回開催しております。同委員会においては、直営店舗の運営に係るお客様からの様々な御意見の報告、それに基づく潜在的なリスクの報告及び対応策の検討を行っております。また、人事総務部長から取締役らに対して従業員の労働環境の確認などが報告され、法令違反チェックや改善策などが議論されております。さらに、当社グループの運営に係る全社的・包括的なリスク管理の報告及び対応策の検討を行っております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、法令・定款の遵守と業務の効率性の確保のため、「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部

統制システムの運用徹底を図っております。代表取締役直轄の内部監査室長が、法令、社内規程等の遵守状況を確認するとともに、内部牽制機能の実効性検証を中心とする内部監査を実施しております。

「内部統制システムの基本方針」の概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする各種社内規程を整備するとともに、周知徹底させます。

ロ．監査等委員である取締役は、取締役会及び各種会議、委員会に出席し、決議事項のプロセス・内容が法令及び定款等に適合しているか監査を行います。

ハ．従業員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役選任の内部監査室が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施し、監査結果については、定期的に代表取締役に報告します。

ニ．反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当請求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。

ホ．コンプライアンス委員会を設置するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の構築を行うとともに、その整備・運用を行います。

ヘ．財務報告の適正性を確保するため、「経理規程」を始めとする各種社内規程を整備し、適正な計算書類を作成することの重要性を周知徹底し、財務報告の信頼性の向上を図ります。

(b) 取締役会の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会議事録、グループ経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

ロ．文書管理部署の経営戦略本部は、取締役及び監査等委員である取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供することとします。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対

策、組織体制、責任、権限などを規定した「危機管理規程」を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防

止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

- (d) 取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制
- イ．定期取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
 - ロ．取締役は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行します。
 - ハ．取締役会のもとにグループの経営について議論を行う会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達します。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行います。
 - ニ．日常の業務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。
- (e) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ．取締役会は「関係会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを整備します。
 - ロ．内部監査による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる監視体制を確保します。
 - ハ．グループ会社各社に取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のリスク防止を図る体制を確保します。
- (f) 取締役及び従業員が監査等委員である取締役に報告するための体制その他監査等委員である取締役への報告に関する体制
- イ．取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員により違法または不正行為を発見したときは、法令及び「コンプライアンス規程」に従い、ただちに監査等委員である取締役、顧問弁護士、主管部署に報告します。
 - ロ．監査等委員である取締役は、必要がある場合には、稟議書、その他社内の重要書類、資料などを閲覧することができます。
- (g) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ．代表取締役及び内部監査室長は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行います。
 - ロ．監査等委員である取締役は、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制をとります。
 - ハ．監査等委員である取締役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高めます。

責任限定契約について

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

取締役の選任の決議要件

当社の取締役選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨、定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によつて毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	吉田 秀則	1967年4月2日生	1990年4月 ノヴァインターナショナル㈱ 入社 1994年7月 ㈱ヴェルファーレ 入社 1996年8月 エイベックス(株) 移籍 2000年1月 ㈱ヴェルファーレ・エンターテイメント 代表取締役社長 2000年4月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2011年9月 ㈱グッドフィールド 代表取締役社長(現任) 2013年12月 ㈱日本かきセンター 取締役 2014年3月 ㈱中尾水産テクノロジ 取締役 2016年4月 ㈱ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ 代表取締役社長(現任) 2018年6月 ㈱ジーオー・ファーム 代表取締役社長(現任)	(注) 3	125,000 (注) 4
代表取締役 CEO	丹野 裕介	1987年10月25日生	2011年4月 ㈱リクルート 入社 2012年9月 ㈱Tryfunds設立 代表取締役CEO(現任) 2016年9月 ㈱FTG Company 社外取締役(現任) 2017年11月 ㈱TRYFUNDS INVESTMENT設立 代表取締役(現任) 2018年2月 当社 代表取締役CEO(現任) 2018年6月 ㈱ジーオー・ファーム 取締役	(注) 3	
取締役 COO	渡邊 史人	1986年4月26日生	2009年4月 三菱UFJ信託銀行㈱ 入社 2016年10月 EYトランザクション・アドバイザー・ サービス㈱ 入社 2017年10月 ㈱Tryfunds 入社 2018年1月 ㈱TRYFUNDS INVESTMENT 出向 2018年2月 当社 取締役COO(現任) 2018年6月 ㈱ジーオー・ファーム 取締役(現任)	(注) 3	
取締役 (監査等委員)	丹野 裕氏	1955年7月14日生	1979年4月 全日本空輸㈱ 入社 1992年3月 全日空スポーツ㈱ 出向 2007年4月 ANAセールス株式会社 取締役 2012年4月 ㈱ANA総合研究所 出向 2014年11月 ㈱Tryfunds 入社 相談役(現任) 2018年1月 2018年1月 2018年2月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 6	
取締役 (監査等委員)	原 大二郎	1978年6月25日生	2006年10月 弁護士登録 弘中総合法律事務所 入所 2009年7月 清水直法律事務所 入所 2015年10月 ライジング法律事務所 設立 2016年12月 株式会社ライトアップ社外取締役(現任) 2017年12月 当社 仮取締役(監査等委員) 2018年2月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 6	
取締役 (監査等委員)	山中 聖彦	1980年3月18日生	2006年4月 アイ・ピーエム ビジネスコンサルティング ㈱ 入社 2012年12月 トランスフォーメーションイニシアティブ ㈱設立 代表取締役(現任) 2018年2月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年6月 ㈱ジーオー・ファーム 監査役(現任)	(注) 6	
計					125,000

- (注) 1. 取締役 原 大二郎、山中 聖彦は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 丹野 裕氏、委員 原 大二郎、委員 山中 聖彦
3. 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
4. 吉田 秀則の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である㈱グッドフィールドが保有する株式数も
含んでおります。
5. 取締役 丹野 裕氏は、代表取締役CEO 丹野 裕介の実父であります。
6. 監査等委員である取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時
株主総会終結の時までであります。

社外取締役及び監査等委員である社外取締役

当社の社外取締役は、監査等委員である社外取締役が2名となっております。

当社では社外取締役を選任するための独立性に関する基準は特段設けておりませんが、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける方を選任しております。

監査等委員である社外取締役 原 大二郎は、弁護士としての実務を通じて培われた専門知識と経験、また事業再生分野に精通されていることから、当社のガバナンス体制強化及び意思決定の過程で助言と提言を期待し、社外取締役に選任しております。

監査等委員である社外取締役 山中 聖彦は、コンサルタントとして培われた経験と知見、及び自ら事業会社の経営をしており、ガバナンスの勘所を熟知しているため、当社のガバナンス体制強化及び意思決定の過程で助言と提言を期待し、社外取締役に選任しております。

当社は、社外取締役 原 大二郎及び山中 聖彦を一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として選任しております。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査等委員である取締役の監査の状況

当社の内部監査につきましては、内部監査室を設け、代表取締役直轄で内部監査室長が実施しております。

内部監査は、業務の効率性及各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンス重視等の観点から、原則として各本部、各店舗、連結子会社を年1回監査することとしております。内部監査計画及び内部監査結果は、月次で代表取締役社長に報告されると共に、被監査部門に監査結果及び要改善事項が伝達され、監査の実効性を高めるために改善状況を把握するためのフォロー監査を実施しております。また、その結果については、監査等委員である取締役とも情報共有を図っております。

監査等委員である取締役の監査におきましては、会社の重要な書類の閲覧や取締役会、グループ経営会議、各種委員会等の重要な会議への出席、取締役からの経営方針聴取などを行っております。なお、監査等委員である取締役3名のうち、2名は社外取締役であります。また、監査等委員である取締役は、監査を効率的に進めるため、内部監査室長及び会計監査人から監査実施結果の報告を受ける等、情報交換を密に行っております。

当事業年度においては当社は監査等委員会を12回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
丹野 裕氏	12回	12回
原 大二郎	12回	10回
山中 聖彦	12回	11回

会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

東邦監査法人

ロ. 継続監査期間

3年間

ハ. 業務を執行した公認会計士の氏名

矢崎 英城（東邦監査法人・指定社員 業務執行社員）

神戸 宏明（東邦監査法人・指定社員 業務執行社員）

井上 靖秀（東邦監査法人・指定社員 業務執行社員）

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他1名である。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の規模、実績及び業務遂行体制等を総合的に勘案し、適正かつ厳格な会計監査の実施が期待できることを条件として会計監査人を選任する方針としており、この方針に従って東邦監査法人

を選任しております。

なお、会計監査人の解任または不再任については、会社法第340条第1項によるほか、上記の選任基準に照らして適正かつ厳格な会計監査が実施できないと判断された場合に、これを決定する方針としております。

へ．監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社監査等委員会は、日本監査役協会『会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針』を踏まえた会計監査人の選解任等に関する基準を策定し、会計監査人とのコミュニケーション・会計監査人の往査活動への同席等を通じて、会計監査人の独立性・専門性等について評価を行っております。

(監査報酬の内容等)

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,000		18,000	
連結子会社				
計	18,000		18,000	

(監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬) (監査公認会計士に対する報酬を除く)

該当事項はありません。

(その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

当社の監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日程、当社の規模等を勘案したうえで、決定しております。

(監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由)

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠及び従前の監査実績等を踏まえ、検討を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1. 会社全体の業績、業績に対する個々の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、株主総会で決定された取締役（監査等委員である取締役除く。）及び監査等委員である取締役の報酬限度各の範囲内で決定しています。
2. 取締役（監査等委員である取締役除く。）の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 吉田秀則であり、担当職務、各期の業績、貢献度及び経営戦略を勘案して決定する権限を有しており、2017年6月29日開催の定時株主総会において決議いただいております年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含みません）の範囲で取締役会にて決定しております。
3. 監査等委員である取締役は、2017年6月29日開催の定時株主総会において決議いただいております報酬限度額年額50,000千円以内の範囲において、常勤、非常勤の別、監査業務分担等の状況を勘案し、各監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	14,400	14,400				3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	1,200	1,200				1
社外役員	3,600	3,600				2

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、東邦監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び変更等について当社への影響を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、新会計基準等の情報を入手するとともに、各種セミナーへ参加することにより連結財務諸表等の適正性の確保に取り組んでおります。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	131,616	123,626
売掛金	206,395	111,116
原材料	100,416	94,346
未収入金	45,532	-
その他	26,691	18,596
流動資産合計	510,651	347,685
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,030,484	1,067,456
減価償却累計額	222,083	277,488
建物(純額)	808,401	789,967
機械及び装置	176,260	176,260
減価償却累計額	26,808	39,188
機械及び装置(純額)	149,451	137,071
工具、器具及び備品	80,058	88,816
減価償却累計額	32,712	40,298
工具、器具及び備品(純額)	47,345	48,517
土地	2,667	1,097
建設仮勘定	1,512	-
その他	22,445	22,445
減価償却累計額	8,864	9,908
その他(純額)	13,580	12,536
有形固定資産合計	1,022,959	989,190
無形固定資産		
その他	4,301	1,912
無形固定資産合計	4,301	1,912
投資その他の資産		
敷金及び保証金	224,567	226,559
その他	3,513	502
投資その他の資産合計	228,081	227,061
固定資産合計	1,255,341	1,218,164
資産合計	1,765,993	1,565,850

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	123,269	100,989
1年内返済予定の長期借入金	258,139	349,739
未払金	124,343	99,783
未払費用	109,130	91,867
未払法人税等	12,266	10,128
株主優待引当金	17,663	22,876
ポイント引当金	33,709	28,743
その他	80,659	74,687
流動負債合計	759,182	778,816
固定負債		
社債	-	10,611
長期借入金	181,641	56,575
繰延税金負債	261,431	242,720
資産除去債務	196,093	197,932
長期未払金	47,097	6,728
その他	5,047	48
固定負債合計	691,310	514,617
負債合計	1,450,492	1,293,433
純資産の部		
株主資本		
資本金	760,253	808,381
資本剰余金	829,310	877,438
利益剰余金	1,360,846	1,467,817
自己株式	114	114
株主資本合計	228,602	217,887
新株予約権	8,600	11,515
非支配株主持分	78,297	43,013
純資産合計	315,500	272,416
負債純資産合計	1,765,993	1,565,850

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	3,706,989	3,579,252
売上原価	1,228,418	1,219,998
売上総利益	2,478,570	2,359,254
販売費及び一般管理費	1、2 2,499,766	1、2 2,505,376
営業損失()	21,196	146,122
営業外収益		
受取利息	3	2
受取協賛金	11,000	9,250
消費税還付加算金	1,364	-
その他	335	461
営業外収益合計	12,704	9,714
営業外費用		
支払利息	9,949	15,648
社債利息	-	95
社債発行費	-	4,980
営業外費用合計	9,949	20,723
経常損失()	18,441	157,131
特別利益		
国庫補助金	3 18,509	-
受取保険金	43,142	-
特別利益合計	61,651	-
特別損失		
減損損失	4 354,804	-
特別損失合計	354,804	-
税金等調整前当期純損失()	311,594	157,131
法人税、住民税及び事業税	10,624	3,834
法人税等調整額	28,817	18,710
法人税等合計	18,192	14,876
当期純損失()	293,401	142,255
非支配株主に帰属する当期純損失()	23,720	35,284
親会社株主に帰属する当期純損失()	269,680	106,971

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純損失()	293,401	142,255
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
包括利益	293,401	142,255
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	269,680	106,971
非支配株主に係る包括利益	23,720	35,284

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	758,203	827,260	1,091,166	55	494,242	5,733	102,018	601,994
当期変動額								
新株の発行	2,050	2,050			4,100			4,100
転換社債型新株予約権付社債の転換					-			-
親会社株主に帰属する当期純損失()			269,680		269,680			269,680
自己株式の取得				58	58			58
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,866	23,720	20,854
当期変動額合計	2,050	2,050	269,680	58	265,639	2,866	23,720	286,493
当期末残高	760,253	829,310	1,360,846	114	228,602	8,600	78,297	315,500

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	760,253	829,310	1,360,846	114	228,602	8,600	78,297	315,500
当期変動額								
新株の発行	375	375			750			750
転換社債型新株予約権付社債の転換	47,753	47,753			95,506			95,506
親会社株主に帰属する当期純損失()			106,971		106,971			106,971
自己株式の取得					-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,915	35,284	32,369
当期変動額合計	48,128	48,128	106,971	-	10,714	2,915	35,284	43,084
当期末残高	808,381	877,438	1,467,817	114	217,887	11,515	43,013	272,416

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	311,594	157,131
減価償却費	93,508	80,550
減損損失	354,804	-
株主優待引当金の増減額(は減少)	4,228	5,213
ポイント引当金の増減額(は減少)	11,598	4,966
受取利息及び受取配当金	3	2
支払利息	9,949	15,648
売上債権の増減額(は増加)	101	95,279
たな卸資産の増減額(は増加)	56,304	6,069
仕入債務の増減額(は減少)	11,767	22,279
未払金の増減額(は減少)	36,724	24,038
未払費用の増減額(は減少)	8,150	17,262
未払消費税等の増減額(は減少)	44,228	16,583
その他	82,246	13,627
小計	60,191	19,965
利息及び配当金の受取額	3	2
利息の支払額	9,897	14,288
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	7,747	3,635
営業活動によるキャッシュ・フロー	77,833	37,886

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	66,092	49,661
有形及び無形固定資産の除却による支出	48,770	-
資産除去債務の履行による支出	15,828	-
国庫補助金による収入	25,105	44,595
敷金及び保証金の差入による支出	8,903	2,104
敷金及び保証金の回収による収入	41,766	112
投資活動によるキャッシュ・フロー	72,722	7,057
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入	-	2,915
短期借入れによる収入	-	57,468
短期借入金の返済による支出	-	57,468
長期借入金の返済による支出	102,632	33,466
社債の発行による収入	-	106,118
自己株式の取得による支出	58	-
割賦債務の返済による支出	58,994	39,363
株式の発行による収入	4,100	750
財務活動によるキャッシュ・フロー	157,586	36,953
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	308,141	7,990
現金及び現金同等物の期首残高	439,758	131,616
現金及び現金同等物の期末残高	1 131,616	1 123,626

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において営業損失21,196千円、経常損失18,441千円、親会社株主に帰属する当期純損失269,680千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言により、臨時休業しておりましたが、6月3日より全店営業を再開しております。しかし、時短営業の継続による景況などにより、今後資金繰りにも影響が出てくる見込みです。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後、当社グループは以下の対応策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

(1) 事業について

店舗事業

販売促進活動の更なる強化や店舗メニューの戦略的な見直し等の施策、及び予約システムの強化で、予約件数をはじめ、客数及び客単価の更なる売上の増加に努めます。

またコスト高になりつつある現状を鑑みて、牡蠣の自社グループ生産や原材料仕入方法の見直しによる原価低減、社員及びアルバイト採用の強化とシフト管理の徹底による人件費抑制、その他経費削減にも努めてまいります。

卸売事業

国内卸売に関しては、営業力を強化し、取引先の開拓に努め取引顧客数を更に増加させていくことに加え、ネットでの取引も拡大し、販売チャネルの拡大にも引き続き尽力してまいります。

アジア展開に関しては、取引量を拡大させるべく様々な販路開拓に努め、収益力向上を目指します。

浄化・物流事業

富山県の浄化センターの、業務の改善、効率化を引き続き行い、費用削減を図ってまいります。

その他事業

沖縄の陸上養殖は、実証実験を続け、量産化に向け、ステップを歩んでおります。また、岩手の加工工場の事業については、費用が先行する状態が続いていますが、更なる業務の効率化を目指してまいります。

(2) 財務基盤の安定化

営業損益の改善、運転資金や事業資金の確保に向けて、長期安定資金の調達を検討し、投資家や事業会社と協議を進めてまいります。

しかし、これらの対応策の効果の発現については、関係先との明確な合意を要する事案もあり、すべてを確定するに十分な状況には至っておりません。また、今後国内の経済状況及び消費活動が徐々に回復し、翌連結会計年度の半ばより、概ね例年通りの営業活動を実施できる前提で資金繰りを計画しておりますが、この前提と異なる状況となった場合には、当社グループの資金繰りに重大な支障をきたす可能性があります。

従いまして、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社ヒューマンウェブ、株式会社ジーオー・ストア、株式会社ジーオー・ファーム、株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ、株式会社海洋深層水かきセンター、株式会社日本かきセンター、株式会社ジーオーシード

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

原材料

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～38年
機械及び装置	8年～15年
工具、器具及び備品	2年～8年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020年4月8日から店舗の臨時休業を行っていましたが、緊急事態宣言の解除後、順次営業を再開しております。

今後も当面は一部店舗において時間短縮営業や平日のみの営業となる予定であり、また外出自粛等の影響を受けると考えておりますが、2021年3月期半ばより、概ね例年通りの営業活動を実施できると仮定し、固定資産の減損の判定の見積りを実施しております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、次期以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料及び手当	998,109千円	983,361千円
賃借料	489,816	468,739
株主優待引当金繰入額	4,228	5,213
ポイント引当金繰入額	11,598	4,966

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
研究開発費	51,141千円	64,702千円

3 国庫補助金

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

国庫補助金については、主として久米島の陸上養殖用のスモールスケールのプラントに対する設備投資によるものであります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

4 減損損失

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都1店舗	店舗	建物他	9,633

福岡県1店舗	店舗	建物他	12,428
岩手県	加工工場	建物	332,741

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位について、主に店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度においては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている、または、その見込みのある資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(354,804千円)として、特別損失を計上しました。

その内訳は、建物353,342千円及び工具、器具及び備品1,461千円であります。

なお、当該店舗資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、零として評価しており、また、当該加工工場資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5.43%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,745,200	8,200		2,753,400

(変動事由の概要)

発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの行使による増加 8,200株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	43	57		100

(変動事由の概要)

株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加57株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第7回ストック・オプションとしての新株予約権					8,600	
合計						8,600	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,753,400	88,800		2,842,200

(変動事由の概要)

発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの行使による増加 1,500株

転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加 87,300株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	100			100

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第7回ストック・オプションとしての新株予約権					8,600	
	第8回新株予約権	普通株式		583,000		583,000	2,915
合計				583,000		583,000	11,515

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	131,616千円	123,626千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	131,616千円	123,626千円

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
転換社債型新株予約権付社債の転換による資本金増加額	千円	47,753千円
転換社債型新株予約権付社債の転換による資本剰余金増加額	千円	47,753千円
転換社債型新株予約権付社債の転換による社債減少額	千円	95,506千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は銀行預金としております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て短期の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、担当事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	131,616	131,616	
(2) 売掛金	206,395	206,395	
(3) 未収入金	45,532	45,532	
資産計	383,544	383,544	
(1) 買掛金	123,269	123,269	
(2) 未払金	124,343	124,343	
(3) 長期借入金(*)	439,780	410,366	29,413
(4) 長期未払金	47,097	47,097	
負債計	734,490	705,077	29,413

(*) 「(3) 長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	123,626	123,626	
(2) 売掛金	111,116	111,116	
資産計	234,742	234,742	
(1) 買掛金	100,989	100,989	
(2) 未払金	99,783	99,783	
(3) 長期借入金(*)	406,314	405,094	1,219
負債計	607,087	605,868	1,219

(*) 「(3) 長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注1) 金融商品の時価の算定に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

時価については、元金合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	2019年3月31日	2020年3月31日
敷金及び保証金	224,567	226,559

上記につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金(*)	125,940			
売掛金	206,395			
未収入金	45,532			
合 計	377,868			

(*) 現金及び預金のうち、預金分のみ記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金(*)	119,235			
売掛金	111,116			
合 計	230,351			

(*) 現金及び預金のうち、預金分のみ記載しております。

(注4) 短期借入金、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
未払金(*)	40,890					
長期借入金	258,139	150,986	30,655			
長期未払金		40,369	6,728			
合 計	299,030	191,355	37,383			

(*) 未払金のうち、有利子負債分のみ記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
未払金(*)	40,369					
長期借入金	349,739	56,575				
合 計	390,108	56,575				

(*) 未払金のうち、有利子負債分のみ記載しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価		
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	2,867千円	千円

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

第5回新株予約権(注)1

会社名	提出会社
決議年月日	2012年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 10
株式の種類及び付与数(注)2	普通株式 100,000株
付与日	2012年6月6日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2014年6月7日～2022年4月6日

(注) 1. 第5回新株予約権はストック・オプションであります。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、2014年12月3日付けで普通株式1株につき、100株の株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

第6回新株予約権(注)1

会社名	提出会社
決議年月日	2013年5月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 25
株式の種類及び付与数(注)2	普通株式 50,000株
付与日	2013年6月6日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2015年6月7日～2023年4月6日

(注) 1. 第6回新株予約権はストック・オプションであります。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、2014年12月3日付けで普通株式1株につき、100株の株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

第7回新株予約権(注)

会社名	提出会社
決議年月日	2016年2月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問 1
株式の種類及び付与数	普通株式 10,000株
付与日	2016年3月1日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年4月1日～2026年3月31日

(注) 第7回新株予約権は自社株式オプションであります。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2012年5月29日	2013年5月17日	2016年2月8日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			10,000
付与			
失効			
権利確定			10,000
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	20,800	17,500	
権利確定			10,000
権利行使		1,500	
失効			
未行使残	20,800	16,000	10,000

(注) 株式数につきましては、2014年12月3日付けで普通株式1株につき、100株の株式分割を行っており、第5、6回新株予約権につきましては、当該株式分割による調整後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2012年5月29日	2013年5月17日	2016年2月8日
権利行使価格(注)(円)	500	500	2,212
行使時平均株価(円)		1,051	
付与時における公正な評価単価(円)			860

(注) 当社は、2014年12月3日付けで普通株式1株につき、100株の割合で株式分割を行っております。そのため、分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション及び自社株式オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

15,072千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

826千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
株主優待引当金	5,408千円	7,004千円
ポイント引当金	11,663千円	9,945千円
資産除去債務	66,717千円	67,343千円
減損損失	204,298千円	185,602千円
税務上の繰越欠損金(注)	548,378千円	609,323千円
その他	5,178千円	4,750千円
繰延税金資産小計	841,644千円	883,970千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	548,378千円	609,323千円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	293,266千円	274,647千円
評価性引当額小計	841,644千円	883,970千円
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	22,158千円	15,556千円
圧縮積立金	239,273千円	227,163千円
繰延税金負債合計	261,431千円	242,720千円
繰延税金資産又は負債()の純額	261,431千円	242,720千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						548,378	548,378千円
評価性引当額						548,378	548,378千円
繰越税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)					127,631	481,691	609,323千円
評価性引当額					127,631	481,691	609,323千円
繰越税金資産							

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に店舗関連の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主として15年と見積り、割引率は国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	211,294千円	196,093千円
時の経過による調整額	2,384	1,839
資産除去債務の履行による減少額	17,585	
期末残高	196,093千円	197,932千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは事業別のセグメントから構成されており、「店舗事業」は、主に連結子会社である株式会社ヒューマンウェブ及び株式会社ジーオー・ストアにおいて展開し、「卸売事業」は、連結子会社である株式会社日本かきセンターにおいて展開し、「浄化・物流事業」は、連結子会社である株式会社海洋深層水かきセンターにおいて事業を展開しております。

従って、当社グループは事業別に「店舗事業」「卸売事業」「浄化・物流事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「店舗事業」は、直営店舗事業、新規業態店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗から構成されます。

「卸売事業」は、主に一般飲食店向けの殻付牡蠣の販売事業を行っております。

「浄化・物流事業」は、富山入善ヴィレッジ事業の浄化・物流事業から構成されます。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益又は損失()は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格及び総原価を勘案して価格交渉のうえ、決定しています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	店舗事業	卸売事業	浄化・ 物流事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	3,424,195	252,168	2,130	3,678,494	28,495	3,706,989		3,706,989
セグメント間の 内部売上高 又は振替高			550,914	550,914	100,961	651,876	651,876	
計	3,424,195	252,168	553,045	4,229,409	129,456	4,358,866	651,876	3,706,989
セグメント利益 又は損失()	412,078	102,935	198,069	316,943	153,254	163,688	184,884	21,196
セグメント資産	681,799	37,738	98,312	817,851	772,989	1,590,841	175,152	1,765,993
その他の項目								
減価償却費	42,757		5,106	47,864	41,907	89,771	3,736	93,508
有形固定資産 及び 無形固定資産 の増加額	10,048			10,048	36,940	46,988		46,988

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「種苗及び海面養殖事業」、「陸上養殖事業」、「加工事業」及び「岩手大槌ヴィレッジ事業」を含んでおります。
- 2 セグメント利益又は損失()の調整額 184,884千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 4 セグメント資産の調整額175,152千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産は、主に持株会社である提出会社の資産であります。
- 5 減価償却費の調整額3,736千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	店舗事業	卸売事業	浄化・ 物流事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	3,271,337	280,177	2,110	3,553,625	25,627	3,579,252		3,579,252
セグメント間 の内部売上高 又は振替高			585,473	585,473	161,529	747,003	747,003	
計	3,271,337	280,177	587,584	4,139,098	187,156	4,326,255	747,003	3,579,252
セグメント利益 又は損失()	318,791	116,262	221,306	213,747	186,256	27,491	173,613	146,122
セグメント資産	661,985	31,988	101,050	795,023	679,494	1,474,518	91,331	1,565,850
その他の項目								
減価償却費	40,147		3,887	44,034	32,779	76,814	3,735	80,550
有形固定資産 及び 無形固定資産 の増加額	49,661			49,661		49,661		49,661

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「種苗及び海面養殖事業」、「陸上養殖事業」、「加工事業」及び「岩手大槌ヴィレッジ事業」を含んでおります。
- 2 セグメント利益又は損失()の調整額 173,613千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 4 セグメント資産の調整額91,331千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産は、主に持株会社である提出会社の資産であります。
- 5 減価償却費の調整額3,735千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	店舗事業	卸売事業	浄化・物流事業	計		
減損損失	22,062			22,062	332,741	354,804

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	83円03銭	76円66銭
1株当たり当期純損失金額()	98円00銭	38円50銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	315,500	272,416
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	86,897	54,528
(うち新株予約権(千円))	(8,600)	(11,515)
(うち非支配株主持分(千円))	(78,297)	(43,013)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	228,602	217,887
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,753,400	2,842,200

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	269,680	106,971
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	269,680	106,971
普通株式の期中平均株式数(株)	2,751,813	2,778,681

(重要な後発事象)

(資金の借入)

当社グループは、今般の新型コロナウイルス感染症による外出自粛等による事業への影響を鑑み、グループ経営の安定化を図るべく手元流動性を厚く保持することを目的に借入を行いました。

(1) 資金用途

運転資金

(2) 借入先

株式会社三菱UFJ銀行

(3) 借入金額

210,000千円

(4) 借入日

2020年4月30日

(5) 借入期間

10年

(6) 担保提供資産の内容

なし

(新型コロナウイルス感染症の拡大による影響)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、2020年3月以降、一部店舗において営業時間の短縮や臨時休業を実施してまいりました。

さらに、2020年4月7日に発令されました「緊急事態宣言」を受け、該当地域における商業施設内にある店舗を中心として多くの店舗が2020年4月8日より休業しておりました。

しかし、2020年6月3日より、全店営業再開したものの、時短営業の継続による影響を踏まえ、当社グループの財政状態及び経営成績の状況に重大な影響を及ぼすことが見込まれます。なお、影響額については、現段階で合理的に算定することが困難であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)ゼネラル・オイスター	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	2019年11月29日		10,611	1.00	無担保社債	2021年11月28日
合計				10,611			

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額	株式の発行価格 (円)	発行価額の総額 (千円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (千円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間	代用払込みに関する事項
(株)ゼネラル・オイスター普通株式	無償	1,094	106,118	95,506	100	自 2019年11月29日 至 2021年11月28日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
	10,611			

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	258,139	349,739	1.54	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	181,641	56,575	1.54	2021年4月～ 2021年6月
其他有利子負債 未払金及び長期未払金	87,987	47,097	3.1	2020年4月～ 2021年5月
合計	527,768	453,411		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金、長期未払金の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	56,575			
長期未払金	6,728			

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	803,755	1,726,053	2,783,770	3,579,252
税金等調整前四半期 (当期)純損失金額() (千円)	70,594	129,525	84,275	157,131
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失金額() (千円)	63,419	113,255	59,565	106,971
1株当たり四半期 (当期)純損失金額() (円)	23.03	41.12	21.58	38.50

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 又は 1株当たり 四半期純損失金額() (円)	23.03	18.09	19.38	16.71

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	71,379	47,852
関係会社売掛金	135,529	305,646
原材料	76,629	51,828
前払費用	1,496	1,942
流動資産合計	285,035	407,269
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,416	14,707
土地	1,097	1,097
有形固定資産合計	16,514	15,804
無形固定資産		
ソフトウェア	3,824	1,912
無形固定資産合計	3,824	1,912
投資その他の資産		
関係会社株式	172,539	133,541
敷金及び保証金	13,379	15,440
関係会社長期未収入金	1,142,116	1,243,772
貸倒引当金	229,671	149,169
投資その他の資産合計	1,098,364	1,243,584
固定資産合計	1,118,703	1,261,302
資産合計	1,403,738	1,668,572

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,380	33,172
1年内返済予定の長期借入金	200,780	287,131
未払金	15,135	12,596
関係会社未払金	40,893	177,285
未払費用	15,146	15,261
未払法人税等	7,896	8,147
前受金	8,910	3,300
預り金	4,709	4,162
株主優待引当金	17,663	22,876
その他	3,166	13,563
流動負債合計	347,683	577,496
固定負債		
長期借入金	145,773	32,965
繰延税金負債	227,390	217,978
関係会社事業損失引当金	1,016,119	1,149,726
資産除去債務	27,281	27,532
社債	-	10,611
固定負債合計	1,416,564	1,438,814
負債合計	1,764,247	2,016,310
純資産の部		
株主資本		
資本金	760,253	808,381
資本剰余金		
資本準備金	809,263	857,391
資本剰余金合計	809,263	857,391
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮積立金	512,411	491,085
繰越利益剰余金	2,450,923	2,515,998
利益剰余金合計	1,938,511	2,024,912
自己株式	114	114
株主資本合計	369,109	359,253
新株予約権	8,600	11,515
純資産合計	360,509	347,738
負債純資産合計	1,403,738	1,668,572

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	1 312,852	1 412,873
売上原価	1 179,565	1 240,652
売上総利益	133,286	172,220
販売費及び一般管理費	1、2 184,884	1、2 174,675
営業損失()	51,598	2,455
営業外収益		
受取利息	2	1
受取協賛金	11,000	9,250
消費税還付加算金	1,151	-
その他	105	405
営業外収益合計	12,259	9,657
営業外費用		
支払利息	4,136	4,370
社債利息	-	95
社債発行費	-	4,980
営業外費用合計	4,136	9,446
経常損失()	43,475	2,243
特別利益		
貸倒引当金戻入額	568,916	80,501
特別利益合計	568,916	80,501
特別損失		
減損損失	921,811	-
関係会社株式評価損	123,460	38,998
関係会社事業損失引当金繰入額	485,420	133,606
特別損失合計	1,530,692	172,605
税引前当期純損失()	1,005,251	94,347
法人税、住民税及び事業税	1,954	1,465
法人税等調整額	16,195	9,412
法人税等合計	14,241	7,946
当期純損失()	991,009	86,400

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
				圧縮積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	758,203	807,213	807,213	533,738	1,481,240	947,502	55	617,859	5,733	623,592
当期変動額										
新株の発行	2,050	2,050	2,050					4,100		4,100
圧縮積立金の取崩				21,326	21,326	-		-		-
転換社債型新株予約 権付社債の転換								-		-
当期純損失（ ）					991,009	991,009		991,009		991,009
自己株式の取得							58	58		58
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									2,866	2,866
当期変動額合計	2,050	2,050	2,050	21,326	969,683	991,009	58	986,968	2,866	984,101
当期末残高	760,253	809,263	809,263	512,411	2,450,923	1,938,511	114	369,109	8,600	360,509

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
				圧縮積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	760,253	809,263	809,263	512,411	2,450,923	1,938,511	114	369,109	8,600	360,509
当期変動額										
新株の発行	375	375	375					750		750
圧縮積立金の取崩				21,326	21,326	-		-		-
転換社債型新株予約 権付社債の転換	47,753	47,753	47,753					95,506		95,506
当期純損失（ ）					86,400	86,400		86,400		86,400
自己株式の取得								-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									2,915	2,915
当期変動額合計	48,128	48,128	48,128	21,326	65,074	86,400	-	9,855	2,915	12,770
当期末残高	808,381	857,391	857,391	491,085	2,515,998	2,024,912	114	359,253	11,515	347,738

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度において当期純損失991,009千円を計上し、当事業年度においても当期純損失86,400千円を計上しており、当事業年度末で347,738千円の債務超過となっております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言により、臨時休業しておりましたが、6月3日より全店営業を再開しております。しかし、時短営業の継続による影響などにより、今後資金繰りにも影響が出てくる見込みです。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後、当社は以下の対応策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

(1) 事業について

店舗事業

販売促進活動の更なる強化や店舗メニューの戦略的な見直し等の施策、及び予約システムの強化で、予約件数を始め、客数及び客単価の更なる売上の増加に努めます。

またコスト高になりつつある現状を鑑みて、牡蠣の自社グループ生産や原材料仕入方法の見直しによる原価低減、社員及びアルバイト採用の強化とシフト管理の徹底による人件費抑制、その他経費削減にも努めてまいります。

卸売事業

国内卸に関しては、営業力を強化し、取引先の開拓に努め取引顧客数を更に増加させていくことに加え、ネットでの取引も拡大し、販売チャネルの拡大にも引き続き尽力してまいります。

アジア展開に関しては、取引量を拡大させるべく様々な販路開拓に努め、収益力向上を目指します。

浄化・物流事業

富山県の浄化センターの、業務の改善、効率化を引き続き行い、費用削減を図ってまいります。

その他事業

沖縄の陸上養殖は、実証実験を続け、量産化に向け、ステップを歩んでおります。また、岩手の加工工場の事業については、費用が先行する状態が続いていますが、更なる業務の効率化を目指してまいります。

(2) 財務基盤の安定化

営業損益の改善、運転資金や事業資金の確保に向けて、長期安定資金の調達を検討し、投資家や事業会社と協議を進めてまいります。

しかし、これらの対応策の効果の発現については、関係先との明確な合意を要する事案もあり、すべてを確定するに十分な状況には至っておりません。また、今後国内の経済状況及び消費活動が徐々に回復し、翌事業年度の半ばより、概ね例年通りの営業活動を実施できる前提で資金繰りを計画しておりますが、この前提と異なる状況となった場合には、当社の資金繰りに重大な支障をきたす可能性があります。

従いまして、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	38年
機械及び装置	15年
工具、器具及び備品	3年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020年4月8日から店舗の臨時休業を行っていましたが、緊急事態宣言の解除後、順次営業を再開しております。

今後も当面は一部店舗において時間短縮営業や平日のみの営業となる予定であり、また外出自粛等の影響を受けると考えておりますが、2021年3月期半ばより、概ね例年通りの営業活動を実施できると仮定し、固定資産の減損の判定の見積りを実施しております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、次期以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

保証債務

以下の債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

金融機関からの借入金に対する債務保証

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)
株式会社海洋深層水かきセンター	5,932千円	株式会社海洋深層水かきセンター	5,494千円
計	5,932千円	計	5,494千円

リース・割賦取引に対する債務保証

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)
株式会社ヒューマンウェブ	6,136千円	株式会社ヒューマンウェブ	1,741千円
株式会社ジーオー・ストア	6,977千円	株式会社ジーオー・ストア	2,310千円
計	13,114千円	計	4,051千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高	千円	千円
営業取引による収入	289,404	412,792
営業取引による支出	266	111

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	21,390千円	19,200千円
給料及び手当	32,955	27,214
株主優待引当金繰入額	4,228	5,213
支払手数料	32,656	29,735
顧問料	22,984	18,576
賃借料	15,757	15,770
減価償却費	3,736	2,673
おおよその割合		
販売費	6.4%	9.5%
一般管理費	93.6%	90.5%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	172,539千円	133,541千円
関連会社株式		
計	172,539千円	133,541千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
株主優待引当金	5,408千円	7,004千円
資産除去債務	8,353千円	8,430千円
減損損失	282,258千円	264,458千円
子会社株式評価損	53,113千円	65,054千円
貸倒引当金	70,325千円	45,675千円
関係会社事業損失引当金	311,135千円	352,046千円
税務上の繰越欠損金	156,051千円	155,937千円
その他	5,178千円	5,178千円
繰延税金資産小計	891,825千円	903,786千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	156,051千円	155,937千円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	735,773千円	747,848千円
評価性引当額小計	891,825千円	903,786千円
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	958千円	790千円
圧縮積立金	226,431千円	217,187千円
繰延税金負債合計	227,390千円	217,978千円
繰延税金資産又は負債()の純額	227,390千円	217,978千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(新型コロナウイルス感染症の拡大による影響)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、2020年3月以降、一部店舗において営業時間の短縮や臨時休業を実施してまいりました。

さらに、2020年4月7日に発令されました「緊急事態宣言」を受け、該当地域における商業施設内にある店舗を中心として多くの店舗が2020年4月8日より休業しておりました。

しかし、2020年6月3日より、全店営業再開したものの、時短営業の継続による影響を踏まえ、当社の財政状態及び経営成績の状況に重大な影響を及ぼすことが見込まれます。なお、影響額については、現段階で合理的に算定することが困難であります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産	建物	15,416			709	14,707	54,793
	機械及び装置						1,183
	工具、器具及 び備品						21,260
	土地	1,097				1,097	
	その他						2,000
	計	16,514			709	15,804	79,238
無形固定資産	ソフトウェア	3,824			1,912	1,912	8,929
	計	3,824			1,912	1,912	8,929

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	229,671		80,501	149,169
株主優待引当金	17,663	22,876	17,663	22,876
関係会社事業損失引当金	1,016,119	133,606		1,149,726

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.oysterbar.co.jp/
株主に対する特典	(注) 2

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 当社は株主優待制度として、株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上を保有する株主に以下のとおり株主優待を実施しております。

(1) 対象となる株主様

毎年9月末日、3月末日の株主名簿に記載又は記録された当社株式1単元(100株)以上所有する株主様を対象といたします。

(2) 優待の内容

当社グループの直営店舗にてお使いいただける株主様向けオイスター・ピース・クラブ(OPC)のポイント進呈またはポイント相当額の当社厳選の牡蠣商品(牡蠣フライ、大槌牡蠣ノ星ビール等)を進呈いたします。

所有株式数(基準日現在の保有株式数)	優待内容
100株以上	オイスター・ピース・クラブ(OPC)2,500ポイント(2,500円分)またはオイスター・スタウト(4本)
300株以上	オイスター・ピース・クラブ(OPC)7,500ポイント(7,500円分)またはポイント相当額の牡蠣商品
500株以上	オイスター・ピース・クラブ(OPC)12,500ポイント(12,500円分)またはポイント相当額の牡蠣商品
1,000株以上	オイスター・ピース・クラブ(OPC)26,000ポイント(26,000円分)またはポイント相当額の牡蠣商品

ポイントの有効期間は、発行日より1年間となります。

1ポイントで1円相当となります。

上記のほか、3年以上継続して1,000株以上所有の株主様は、当社グループで生産あるいは当社厳選の産地で株主様向けに生産した牡蠣を進呈いたします。

所有期間	優待内容
3年以上	9月末 海洋深層水で浄化した真牡蠣 30個(15,000円相当) OPCカード 15,000ポイント 牡蠣加工商品詰め合わせ(15,000円相当) 上記のいずれか1つ 3月末 海洋深層水で浄化した岩牡蠣 20個(15,000円相当) OPCカード 15,000ポイント 牡蠣加工商品詰め合わせ(15,000円相当) 上記のいずれか1つ

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第19期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第20期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月9日関東財務局長に提出

事業年度 第20期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月8日関東財務局長に提出。

事業年度 第20期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月7日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2019年6月28日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書(新規発行新株予約権付社債及び新規発行新株予約権証券の発行)及びその添付書類

2019年11月13日関東財務局長に提出

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第18期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書 2019年11月21日関東財務局長に提出

事業年度 第19期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書 2020年5月15日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月22日

株式会社ゼネラル・オイスター
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢崎 英城
指定社員 業務執行社員	公認会計士	神戸 宏明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上 靖秀

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼネラル・オイスターの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼネラル・オイスター及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において営業損失21,196千円、経常損失18,441千円、親会社株主に帰属する当期純損失269,680千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上している。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言により、臨時休業していたが、6月3日より全店営業を再開している。しかし、時短営業の継続による景況などにより、今後資金繰りにも影響が出てくる見込みであることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020年4月8日から店舗の臨時休業を行っていたが、緊急事態宣言の解除後、順次営業を再開している。今後も当面は一部店舗において時間短縮営業や平日のみの営業となる予定であり、また外出自粛等の影響を受けると考えているが2021年3月期半ばより、概ね例年通りの営業活動を実施できると仮定し、固定資産の減損の判定の見積りを実施している。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、見積もりに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、次期以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ゼネラル・オイスターの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ゼネラル・オイスターが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

株式会社ゼネラル・オイスター

取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢崎 英城
指定社員 業務執行社員	公認会計士	神戸 宏明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上 靖秀

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼネラル・オイスターの2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼネラル・オイスターの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において当期純損失991,009千円を計上し、当事業年度においても当期純損失86,400千円を計上しており、当事業年度末で347,738千円の債務超過となっている。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言により、臨時休業していたが、6月3日より全店営業を再開している。しかし、時短営業の継続による景況などにより、今後資金繰りにも影響が出てくる見込みであることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020年4月8日から店舗の臨時休業を行っていたが、緊急事態宣言の解除後、順次営業を再開している。今後も当面は一部店舗において時間短縮営業や平日のみの営業となる予定であり、また外出自粛等の影響を受けると考えているが2021年3月期半ばより、概ね例年通りの営業活動を実施できると仮定し、固定資産の減損の判定の見積りを実施している。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、見積もりに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、次期以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。